

(案)

加須市国民保護計画

平成 26 年 12 月

(令和 年 月変更)

加 須 市

目 次

第1編 総 則

第1章 計画策定の目的	2
第2章 計画策定の背景・経緯	3
第3章 本計画の基本的な考え方	4
第4章 市の概況	6
第1節 地理的特性	6
第2節 社会的特性	6
第5章 国民保護の実施体制	7
第1節 市の責務	7
第2節 関係機関との連携	10
第3節 他の市町村との連携	11
第4節 公共的団体との協力体制	11
第5節 市民の協力	11
第6節 事業所等との協力関係	11
第7節 武力攻撃等の態様と留意点	12

第2編 平時における準備編

第1章 迅速な初動体制の確保	18
第1節 市の体制整備	18
第2節 職員配備計画の作成	18
第3節 職員の指定と伝達手段の整備	18
第4節 交代要員等の確保	19
第5節 市国民保護対策本部等の設置場所	19
第2章 情報収集、伝達体制の構築	20
第1節 通信の確保	20
第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備	20
第3節 安否情報の収集及び整理、提供に必要な準備	20
第3章 警報、緊急通報の発令・伝達	21
第1節 警報の発令・伝達と関係機関の役割と体制整備	21
第2節 警報の市民への周知	21
第4章 避難の指示	22
第1節 避難の指示の伝達	22
第2節 モデル避難実施要領の作成	22

第3節	避難人数の把握	27
第4節	避難指示の周知体制	28
第5節	避難住民集合場所の指定	29
第6節	避難施設の指定等と施設管理者との連絡体制	29
第7節	避難のための交通手段の確保	30
第8節	避難候補路の選定	31
第9節	避難住民の輸送順序	32
第10節	道路啓開の準備	32
第11節	避難住民等に対する住宅の確保	33
第12節	避難誘導の補助	33
第5章	緊急物資の備蓄等	34
第1節	緊急物資の備蓄	34
第2節	装備品の整備	34
第3節	市が管理する施設及び設備の整備等	35
第6章	緊急物資運送計画の策定	36
第1節	運送路の決定基準	36
第2節	応援物資の受入れ体制の整備	36
第3節	応援物資の発送体制の整備	37
第7章	医療体制の整備	38
第1節	武力攻撃災害時における医療体制の基本方針	38
第2節	初期医療体制の整備	39
第3節	傷病者搬送体制の整備	41
第4節	保健衛生体制の整備	41
第8章	生活関連等施設の管理体制の充実	43
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	43
第2節	放射性同位元素の管理体制の整備	43
第9章	文化財保護対策の準備	45
第10章	研修の実施	45
第11章	訓練の実施等	46
第1節	市の訓練等	46
第2節	民間における訓練等	47
第12章	市民との協力関係の構築	48
第1節	消防団の充実・活性化の促進	48
第2節	自主防災組織との協力関係の構築	48
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	49
第4節	市民の意識啓発等	49
第5節	事業者等との協力関係の構築	50

第3編 武力攻撃事態等対処編

第1章 実施体制の確保	53
第1節 全庁的な体制の整備	53
第2節 市国民保護対策本部等の組織等	54
第3節 関係機関との連携体制の確保	80
第4節 市国民保護対策本部等の廃止	82
第5節 市民との連携	82
第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策	83
第1節 特殊標章等の交付	83
第2節 安全確保のための情報提供	86
第3章 市民の避難措置	87
第1節 警報の通知の受入れ・伝達	87
第2節 緊急通報の伝達	88
第3節 避難の指示等	89
第4節 避難住民の輸送手段の確保	91
第5節 避難路の選定と避難経路の決定	92
第6節 避難路の交通対策の実施	92
第7節 避難誘導の実施	92
第8節 避難の指示の解除	93
第9節 避難誘導の実施の補助	93
第4章 避難住民等の救援措置	94
第1節 救援の実施概要	94
第2節 収容施設の供与	94
第5章 武力攻撃災害への対処措置	101
第1節 対処体制の確保	101
第2節 応急措置等の実施	101
第3節 保健衛生対策の実施	105
第4節 動物保護対策の実施	106
第5節 廃棄物対策の実施	106
第6節 文化財保護対策の実施	106
第6章 情報の収集・提供	107
第1節 被災情報の収集・提供	107
第2節 安否情報の収集・提供	107
第3節 各措置機関における安否情報の収集	109

第4編 市民生活の安定編

第1章 生活関連物資等の情報提供.....	111
第2章 避難住民等の生活安定措置.....	111
第3章 生活基盤等の確保のための措置.....	112
第4章 応急復旧措置の実施.....	112

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償等	115
第2章 損害補償	115
第3章 県の総合調整等の指示に係る損失補てん.....	115
第4章 被災者の公的徴収金の減免等.....	116
第5章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	116

第6編 緊急対処事態対処編

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置.....	118
----------------------------	-----

資料

資料	119
----------	-----

第1編 総則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、市民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。市民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とし、策定するものである。

なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じ、この計画の変更を行うものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦終戦からおよそ77年が経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。こうした中、平成13年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの尊い命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことをはじめ、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、戦争を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

こうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。平成27年に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するため、国全体としての枠組みが整備された。

第3章 本計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は以下のとおりである。

1 基本人権の尊重

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また、これらの手続に関する文書を適切に保存するものとする。

3 情報の伝達と共有化の確保

市民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）及び防災行政無線など既存の情報伝達手段との新たな連携を進め、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるとともに、情報伝達と共有化の確立を図る。

4 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市、県、指定地方公共機関等における対策本部の設置等による国民保護措置実施体制の整備と連携方法の確立を図る。

5 市民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃から、市民一人ひとりが災害に対する備えと心構えをもち有事の際に落ち着いた行動がとれるよう、市と市民とが協力して被害を最小限にとどめられるよう、両者の連携の充実を図る。

6 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障

指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、市及び県等から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自立を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

加えて、市は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するものとする。

7 要配慮者（避難行動要支援者）の保護

高齢者、障がい者（児）、乳幼児等要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。

※ 避難行動要支援者とは、その他の特に配慮を要する人等の「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難で支援を要する者。

8 國際人道法の的確な実施の確保

市は、國民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される國際人道法の的確な実施を確保するものとする。

9 國民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、國民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて國民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

10 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

11 加須市地域防災計画との整合

本計画は、国から事態認定を受け市の國民保護対策本部の設置が指定されたとき、迅速・的確に災害に対処するため、加須市地域防災計画との整合を図り策定するものとする。

12 外国人への國民保護措置の適用

日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、國民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 市の概況

第1節 地理的特性

平成22年3月23日に、加須市、騎西町、北川辺町及び大利根町が合併し、新「加須市」が誕生した。本市は、関東平野のほぼ中央部を占める埼玉県北東部に位置し、都心から50キロメートル圏にあり、市域は、総面積133.47平方キロメートルで、東西15.75キロメートル、南北17.0キロメートルに広がっており、東は久喜市、北は渡良瀬川を隔てて、栃木県、群馬県、茨城県へ、西は行田市、羽生市、南は鴻巣市、久喜市にそれぞれ接し、鉄道は、東武鉄道が通っており、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅、JR線では、宇都宮線・東武日光線の栗橋駅に近接している。

主要な道路は、東北自動車道と国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っており、東方向には国道4号が近接している。

また、本市の気象については、最寄りの熊谷市の情報を参考にすると、太平洋側気候に属する内陸性の気候であり、生活する上で温暖で好適な環境であるといえる。

年平均気温	16.0°C
年最高気温	37.2°C
年最低気温	-6.4°C
年降雨量	1,177.0mm
年平均湿度	67%
年間降雪日数	7日
年間日照時間	2,245.3h
年平均風速	2.5m/s

※ 熊谷地方気象台における観測データによる（令和3年）

第2節 社会的特性

本市の人口は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳では111,947人で、このうち、65歳以上の高齢者は、34,231人で、人口の約30.6%を占めている。

また、外国人登録者は、2,527人で人口の約2.2%となっている。

世帯数は、48,715世帯であり、1世帯当たりの人員は2.29人である。

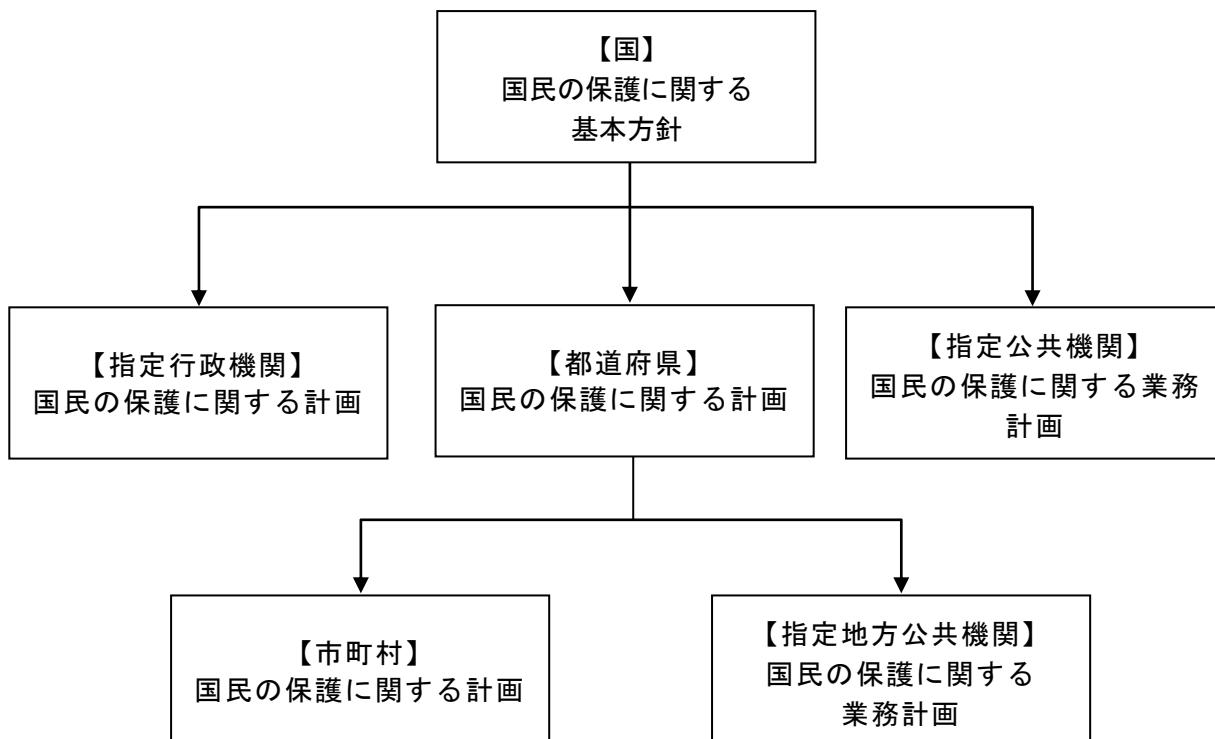
年齢3区分別人口の構成比は、14歳以下の年少人口が12,321人で約11.0%、65歳以上の高齢者人口が34,231人で、約30.6%であり、少子化・長寿化の進展にあるといえる。

第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、県が作成した「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、市として「加須市国民保護計画」を策定する。



第1節 市の責務

市は、県や国、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、市民の保護のための措置の実施にあたり、市の責務は、主に以下のとおりとする。

1 基本的事項

- (1) 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- (2) 国が予め定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (3) 市域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- (4) 県の国民の保護に関する計画に基づき、市が、本国民保護計画を作成する。

2 市が実施する主な措置

- (1) 警報、避難の指示の市民への伝達
- (2) 避難住民の誘導
- (3) 避難住民等の救援
- (4) 安否情報の収集及び提供
- (5) 退避の指示
- (6) 警戒区域の設定
- (7) 消防
- (8) 水の安定供給等市民生活の安定に関する措置

<参考>

■ 国の責務

- (1) 基本的事項
 - ア 基本指針を定めること。
 - イ 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
 - ウ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
 - エ 国民の保護のための措置に関し、国費による適切な措置を講じること。
- (2) 国が実施する主な措置
 - ア 警報の発令、避難措置の指示
 - イ 武力攻撃事態等の情報の提供
 - ウ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
 - エ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
 - オ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
 - カ 放射性物質等を用いた攻撃（N B C攻撃）により生じる汚染の拡大を防止するための措置
 - キ 危険物資等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
 - ク 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
 - ケ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

■ 県の責務

- (1) 基本的事項
 - ア 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
 - イ 国が予め定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
 - ウ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

エ 県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

- ア 警報の市等への通知
- イ 県民への避難の指示
- ウ 県の区域を越える市民の避難に関する措置
- エ 避難住民等の救援
- オ 安否情報の収集及び提供
- カ 緊急通報の発令
- キ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ク 生活関連等施設の安全確保
- ケ 保健衛生の確保
- コ 生活関連物資等の価格の安定等県民生活の安定に関する措置

■ 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

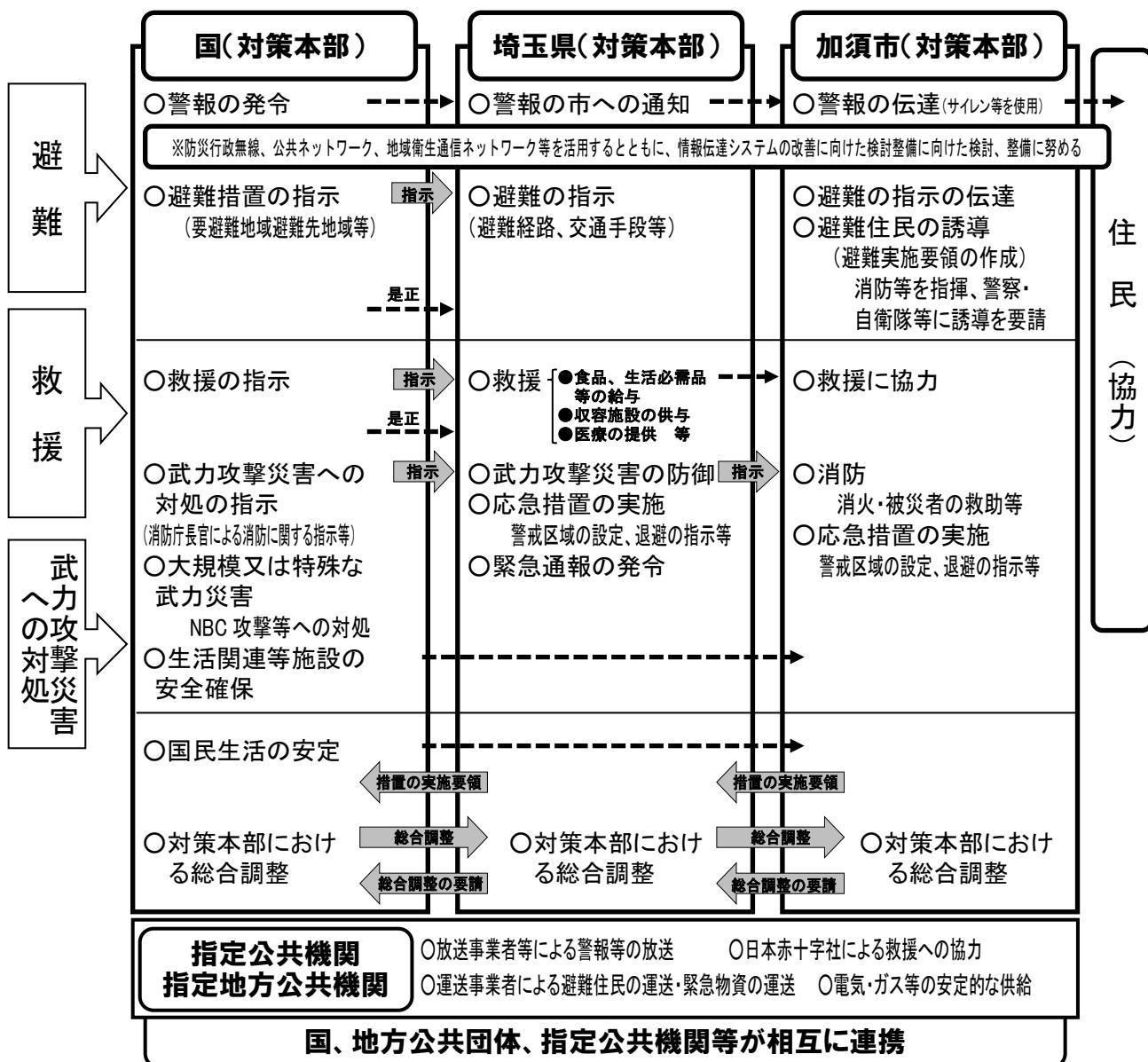
(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ア 放送事業者
　　警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- イ 運送事業者
　　避難住民、緊急物資の運送
- ウ 医療事業者
　　医療の実施
- エ ライフライン事業者
　　電気、ガス、飲料水等の安定供給
- オ 電気通信事業者
　　通信の確保

武力攻撃事態等における国民の保護に関する都市の仕組み



第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、予め国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、予め近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、市域を越える市民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておくものとする。

また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保するものとする。

第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。

第5節 市民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、市民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要となる。

このため、市は、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していくものとする。

一方、市民自らも、自発的に近隣の人たちとのコミュニケーションづくりに努め、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えておくことが必要である。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所や市民等の多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等において、より迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による市民等の避難誘導や救援について協力が必要になる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努めるとともに、大規模集客施設の利用状況等についての把握にも努める。

また、要介護者や障がい者（児）の避難や救援について介護保険サービス提供事業所

等の協力が必要になると考えられ、市は事業者等との協力体制の整備に努める。

第7節 武力攻撃等の態様と留意点

1 武力攻撃事態の特徴と留意点

(1) 着上陸侵攻の場合

ア 特徴

(ア) 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。

(イ) 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

(ウ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 特徴

(ア) 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、本市においても、鉄道、橋りょう、河川上流自治体のダムなど、ライフラインのインフラ施設等に対する注意が必要である。

(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。

したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）※が使用される場合も考えられる。

※ 汚い爆弾（[dirty bomb] ダーティボム）とは、放射性廃棄物などを通常爆弾に詰めて爆発させ放射性物質をまき散らす兵器。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事による緊急通報の発令を受け、市長（又は県知事）は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う。

（3）弾道ミサイル攻撃の場合

ア 特徴

（ア）発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国（又は市）に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、N B C 弾頭であるのか）※を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

（イ）通常弾頭の場合には、N B C 弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

※NBC 弾頭とは、NBC 兵器（「核（nuclear）兵器・生物（biological）兵器・化学（chemical）兵器の総称」による弾頭（砲弾・ミサイルの先端の部分）の一種。また、通常弾頭とは概ね「NBC 弾頭」以外の弾頭を示す。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、国や県と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動に関する平素からの周知に努めるものとする。

通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。

N B C 弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

（4）航空攻撃の場合

ア 特徴

（ア）弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

（イ）航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

（ウ）航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

（エ）通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

（オ）航空攻撃でN B C 兵器を用いた場合には、核兵器による熱線や被爆、生物兵器

による感染、化学兵器による神経剤の吸引等に伴う被害など、人体に特殊な治療を必要とする大規模な事態が予想される。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに堅ろうな施設等の屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- b 河川上流自治体のダムの破壊等
- c ライフラインのインフラ施設の破壊等

(イ) 留意点

- a 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
- b ダムが破壊された場合の主な被害ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
- c ライフラインのインフラ施設が攻撃を受け爆破された場合、停電、断水等により、当面の生活に支障をきたすとともに、事業所等社会経済活動に支障が生じる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- b 列車等の爆破

(イ) 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等（N B C兵器等）による攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- b 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- c 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

d 水源地に対する毒素等の混入

(イ) 留意点

a 放射能の拡散 ※ NBC の「N」：核 [nuclear] 兵器

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

b 生物剤（毒素を含む）による攻撃 ※ NBC の「B」：生物 [biological] 兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

c 化学剤による攻撃 ※ NBC の「C」：化学 [chemical] 兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

a 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

b 弹道ミサイル等の飛来

(イ) 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第2編 平時における準備編

準備方針

武力攻撃事態等が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に国民保護のための措置を実施していくことが必要である。

また、避難住民等の救援のための物資については、N B C攻撃による武力攻撃災害等も考えられ、特殊な資機材を必要とする場合も考えられる。

このため、市では、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分にその整備をする必要がある。

なお、本編の各章及び節の項目ごとには、第3編第1章第2節（市国民保護対策本部等の組織等）に規定する組織及び分掌事務に該当する、主たる「班」を担う「（担当課）」を表記し、事態の対応に備えるものとする（総合支所においては、本庁の班（担当課）に準じる）。また、第3編以降は、対策本部が設置された前提であるため、主たる「班」を表記する。

第1章 迅速な初動体制の確保

第1節 市の体制整備

(総括班、職員班)

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合であっても、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備する。

市は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備する。

第2節 職員配備計画の作成

市国民保護対策本部、市緊急対処事態対策本部（以下「市国民保護対策本部等」という。）及び市国民保護現地対策本部を設置し、これら対策本部の、部長又は局長は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出し、総括班に報告するとともに職員に周知する。

なお、担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について、各部局で予め定めておく。

また、多数の避難住民を受け入れる場合、長期間にわたる対応が必要と考えられるところから、交代要員の確保等を考慮して職員の動員配置の体制整備について併せて定める。

第3節 職員の指定と伝達手段の整備

市国民保護対策本部の部長及び局長に充てられた者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備の際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定する。

なお、特に、市国民保護現地対策本部となることが想定される各総合支所については、本部と調整し本部との伝達手段を確保しておくものとする。

第4節 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、以下の班で対応するものと定める。

- (1) 交代要員の確保、その他職員の配備（職員班及び総括班に準ずる課（以下「(4)」まで同じ。））
- (2) 食料、燃料等の備蓄（備蓄支援物資班、受援対策班、財政班及び総括班）
- (3) 自家発電設備の確保（総務班及び各総合支所の市民税務班）
- (4) 仮眠設備等の確保（職員班及び各総合支所の市民税務班）

第5節 市国民保護対策本部等の設置場所

市庁舎が武力攻撃等によって使用ができない場合や、危険物施設が近接しているなどの状況がある場合等に備えて、あらかじめ複数の施設を市国民保護対策本部等として指定しておく。

第2章 情報収集、伝達体制の構築

第1節 通信の確保

(総括班)

市民の避難や救援を円滑に実施していくためには、市は、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が情報を迅速かつ的確に共有化しながら連携し対処していくことが重要である。

しかし、関係機関との通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。

このため、市は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）の適切な運用及びこれら通信体制を確保する。

また、停電時に備え、必要な電源及び燃料についても確保する。

第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備

(総括班)

市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、予め情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制を整備する。

第3節 安否情報の収集及び整理、提供に必要な準備

(広報班、確認班)

市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努める。

(1) 安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者を定める。

(2) 安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、予め把握する。

第3章 警報、緊急通報の発令・伝達

第1節 警報の発令・伝達と関係機関の役割と体制整備

(総括班)

武力攻撃事態等が発生し、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときには、国の対策本部長が基本指針及び対処基本方針の定めるところにより警報を発令する。

警報は、総務大臣を経由して県知事に通知され、県知事は直ちに市長、指定地方公共機関等の関係機関に通知し、市長は直ちに市民に対して警報を伝達する。

また、放送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関も警報を放送することとされている。

警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り簡潔な表現で原則として文章をもって行われる。

国は、警報の通知に当たっては、全国に迅速かつ確実に伝達するため、J-ALETRにより、防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、衛星通信等適切で効果的な通信手段を活用するものとしている。こうした国の動向を踏まえながら、市及び県は確実な情報伝達体制を整備・運用していく必要がある。

また、警報の市民への伝達に際しては、原則として、防災行政無線と連動しているJ-ALETRによるサイレンや公共ネットワークを使用して注意が喚起されるため、こうした体制について適切に運用する。

第2節 警報の市民への周知

(広報班)

(1) 市は、防災行政無線の放送や防災アプリ、広報車の使用、自治協力団体を経由した伝達等、市民への警報の周知方法について、予め設定した広報手段に準じ、広報班により適宜市民に周知する。また、県及び市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携しJ-ALETRによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努める。

(2) 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議して予め定めるよう努める。

第4章 避難の指示

第1節 避難の指示の伝達

(総括班)

市長は、武力攻撃事態が発生した場合は、直ちに避難実施要領（次節参照）を定め、職員（消防署職員への協力を含む）を指揮して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

このため、警報の場合に準じて、避難の指示の伝達体制については、前章第2節（「警報の市民への周知」）のとおりとする。

第2節 モデル避難実施要領の作成

(総括班)

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、予め武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、市民に対して周知する。

なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

また、実際に避難実施要領を定めるときには、消防や警察署など関係機関の意見を聴取する必要があると思われることから、迅速に関係機関から意見を聴取する方法について、定めておくものとする。

【モデル避難実施要領に定める基本的事項】

- (1) 避難の経路、避難の手段
- (2) 防災行政無線、防災アプリの使用など避難の指示の市民への周知に関する事項
- (3) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- (4) 迅速に関係機関の意見を聴取する方法
- (5) 市民が避難のために準備しておくべき物資等
- (6) 市民に対する注意事項
- (7) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

また、自衛隊施設等防衛活動の拠点となる施設や毒物劇物等の危険物施設は攻撃目

標とされる可能性が高いことから、これらの施設に十分配慮したモデル避難実施要領を作成するものとする。

2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成

(1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むものとする。

ア 市は、避難先地域において本市の市民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。

イ 避難住民の誘導は、できる限り自治協力団体又は事業所等を単位として実施するよう努める。

ウ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、市民に協力を要請する。

(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

ア 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に市民ができるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に避難させる。市民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。

攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。

(ア) 屋外にいる場合

- a 直ちに堅ろうな施設等に逃げ込むこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- b 近くに適当な建物や地下室などがない時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。
- c 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。

(イ) 屋内にいる場合

- a 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合は、いったん外に出て、より堅ろうな施設等に避難する。
- b 基本的に地下に移動する。地下室がない場合には、1階に移動する。
- c ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。
- d 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してうずくまる。

(ウ) 乗り物の中にいた場合

- a 車の中にいた場合
 - (a) むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むや

みに車外へ出ない。

(b) 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。

(c) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。

b 電車内にいた場合

(a) 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。

(b) 乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。

イ 着弾後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行い、検査や除染など汚染拡大防止措置を講じるなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。N B C兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。

(ア) 核兵器の場合

a 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、市民は以下の事項に留意する。

(a) 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。

(b) 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

b 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。

(a) 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。

(b) 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。

また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。

c ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の堅ろうな施設等に避難する。

(イ) 生物兵器の場合

a 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

b 市は、人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講じるものとする。

(ウ) 化学兵器の場合

a 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。

b 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に

避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。

- c ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。
- d 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

ア 攻撃開始前

市は、必要に応じて事前に退避の指示を行う。

イ 攻撃開始後

市は、攻撃当初は屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して適当な避難先に移動させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。ゲリラや特殊部隊がN B C兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弹道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

ア 兆候を事前に察知できる場合

時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には次の「イ 兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。

イ 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。

これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、市は「(2) 弹道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

<武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について>

項目 類型	着上陸侵攻 からの避難	ゲリラや特殊部隊 等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

項目 類型	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭 である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭 である場合	化学物質弾頭 である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。 			

避難先	・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。		
避難実施要領に盛り込むべき内容	①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。 • 安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 • 国、県、市等が実施する避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染拡大防止に係る必要な措置に従う。		
	・手袋、カッパ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被爆を避ける方策について盛り込む。	・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。	・風向きが非常に重要なので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。

第3節 避難人数の把握

(総括班)

1 自治協力団体単位の人口の把握

(受援対策班)

市民を迅速かつ的確に避難させるために、避難住民の人数の詳細な把握に努める。
そのため、自治協力団体単位で人口等を予め把握しておく。

2 要配慮者の把握

(救援班、福祉班)

(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について

市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。

(2) 在宅の要配慮者について

市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。

(3) 外国人の人数等について

市は、管内の外国人の人数（言語別）の把握に努める。

第4節 避難指示の周知体制

(総括班)

1 市民への周知方法、周知内容

(広報班、受援対策班)

(1) 市民への周知方法

ア 市は、防災行政無線の放送や防災アプリ、広報車の使用、自治協力団体を経由した伝達等、市民への避難の指示の周知方法について、予め定めてある複数の方法により、広報紙等により市民に周知する。また、市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。

イ 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に避難の指示が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議して、予め定めるよう努める。

ウ 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。

(2) 要配慮者への周知方法

(救援班、福祉班)

ア 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等

市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、予め避難の周知方法について定めておく。

また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努める。

イ 在宅の要配慮者への周知方法

市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治協力団体、自主防災組織、福祉関係団体等と協力した連絡体制を整備する。

ウ 外国人への周知方法

市は、外国語の原稿による広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人市民への避難の周知方法について明らかにしておく。

(3) 周知内容

市は、主に以下の事項を、避難住民へ周知する。

ア 避難指示の理由

イ 市民避難が必要な地域

ウ 市民の避難先となる地域

エ 避難場所

オ 主要な避難の経路

カ 避難のための交通手段、集合場所

キ 注意事項（戸締り、携行品、服装等）

2 情報通信機器の活用

市は、市民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。

第5節 避難住民集合場所の指定

(総括班)

1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、自治協力団体単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動した方が、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定する。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
- (2) 「加須市地域防災計画」に準じる避難場所

2 避難住民集合場所の周知

市は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地城市民に周知する。

- (1) 広報紙
- (2) 避難住民集合場所マップの作成（別刷『加須市地震ハザードマップ』を参照）
- (3) ホームページ等への掲載

第6節 避難施設の指定等と施設管理者との連絡体制

(総括班)

1 避難施設等の指定への協力

県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないよう指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力するものとする。

【避難施設の指定要件】

- (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のもので

あること。

(4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。

(6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

なお、施設管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を経由するものとする。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

2 避難施設の管理者との連絡体制

市は、各避難施設の管理者との24時間の連絡体制を予め把握するよう努める。

3 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県等と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、市民への避難施設を運営管理するための知識の普及を行う。

4 避難施設の周知

(広報班)

市は、以下の方法等により避難施設の所在地等について市民へ周知する。その手段は、以下のとおりである。

(1) 広報紙

(2) 避難住民集合場所マップの作成（別刷『加須市地震ハザードマップ』を参照）

(3) ホームページ等への掲載

第7節 避難のための交通手段の確保

(被災情報収集班)

1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して、必要に応じて使用するものとする。

なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。

市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段については、武力攻撃事態等が発生した場合に、直ちに避難実施要領に定め、市民に周知する。

2 交通手段の確保方法

交通手段については、次のとおり把握しておく。

(1) 鉄道

区域内における鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先。

(2) バス

市は、区域内におけるバス事業者の運送能力、連絡先について把握する。

また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。

(3) タクシー事業者

予めタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。

協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置など予め運送体制の整備に努める。

(4) 市が保有する車両

(総務班)

市が保有するバス等、避難住民の運送に使用できる車両については、予め定めるものとする。

なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。

(5) 要配慮者への配慮

(救援班、福祉班)

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障がい者（児）、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

第8節 避難候補路の選定

(道路班)

1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、予め特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、県が決定した避難候補路とネットワークを構築するための避難候補路（以下「候補路」という。）を次の基準により定めておく。

(1) 県が指定した候補路（例：高速道路及び主要国県道等）に接続する主要な道路

(2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

ア 第2編第4章第6節（「避難施設の指定等と施設管理者との連絡体制」）に規定する避難施設

イ 防災活動拠点（各庁舎、各消防署、各防災倉庫など）

ウ 臨時ヘリポート

(3) 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

2 関係機関との調整等

市は候補路を定めようとする時には県に協議するとともに、市を管轄する警察署と調整する。

また、候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

第9節 避難住民の輸送順序

(被災情報収集班)

避難住民の輸送は、次の順序で行うものとする。

(1) 重病者、重傷者、障がい者（児）、妊産婦

(2) 高齢者、乳幼児、児童

(3) その他の市民

第10節 道路啓開の準備

(道路班)

武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

市が管理する道路については、市長は、予め道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、市は、建設業関係団体等と協定の締結を行い、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。

第11節 避難住民等に対する住宅の確保等

(住宅班)

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため、市は、県があらかじめ定めた「避難住民等住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。

なお、その際には、高齢者や障害者等の要配慮者対策について配慮する。

1 応急仮設住宅等建設予定地の選定

建設予定地については、主に以下の基準により選定しておくものとする。

【選定する基準】

- (1) 飲料水が得やすい場所
- (2) 保健衛生上適当な場所
- (3) 交通の便を考慮した場所
- (4) 居住地域と隔離していない場所

建設予定地は原則として県有地、市町村有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。

2 資機材の調達・人員の確保等

市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むよう、武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。

第12節 避難誘導の補助

(広報班、備蓄支援物資班)

多数の避難住民を受け入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食料等の配給への補助が必要となる。そのため、市は、避難経路等において、避難住民に対してパンフレット等を直接配布できるよう日頃から準備しておく。なお、パンフレットは多言語により作成し、外国人の誘導にも配慮する。

また、移動途中の避難住民に対して、食料、飲料水、必要な情報の提供ができるよう日頃から準備しておく。

第5章 緊急物資の備蓄等

第1節 緊急物資の備蓄

(総括班)

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取組には限界があり、市民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄に当たっては、県、市、市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、市地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期にわたる場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、市としては、国や県の対応を踏まえ検討する。

2 備蓄品の管理

備蓄品の品目及び数量等は、総括班が全体を掌握しておくものとする。管理場所は、防災倉庫又は震災時避難場所とする。

第2節 装備品の整備

(総括班)

市は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

第3節 市が管理する施設及び設備の整備等

(各班共通)

1 施設及び設備の整備等

市は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておくとともに、代替施設の確保に努める。

2 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第6章 緊急物資運送計画の策定

第1節 運送路の決定基準

(道路班)

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市は、県が予め定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路を予め定める。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) ヘリポート等を利用した航空運送

2 運送道路の道路啓開

緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第3章第10節（「道路の啓開の準備」）と同様に行う。

第2節 応援物資の受け入れ体制の整備

(受援対策班、備蓄支援物資班)

1 物資集積地の選定及び受け入れ情報提供場所の選定

県では、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」という。）について、直接避難施設へ運送させるのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

物資集積については、原則として、次の物資集積所にて受け入れる。

- 主に各地域の市民体育館（北川辺地域は、北川辺文化・学習センター及び藤畠スープー堤防〈道の駅きたかわべ〉）

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を、事前に提供する。

市は、情報を提供する場所を、予め適宜選定するように県に協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

- 高速道路の料金所
- 主要な国県道の隣接地

2 情報提供体制の整備

市は、適宜、受入れ情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について確認のうえ定めておくなど、情報の提供体制を整備する。

3 仕分け、配達体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配達を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配達方法等について、予め定める。

第3節 応援物資の発送体制の整備

(受援対策班、備蓄支援物資班)

本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときは、以下のとおり実施する。

1 物資集積地の選定

原則として、物資集積地に他の市町村や民間企業からの応援物資を集積する。

2 仕分け、発送体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、予め定める。

第7章 医療体制の整備

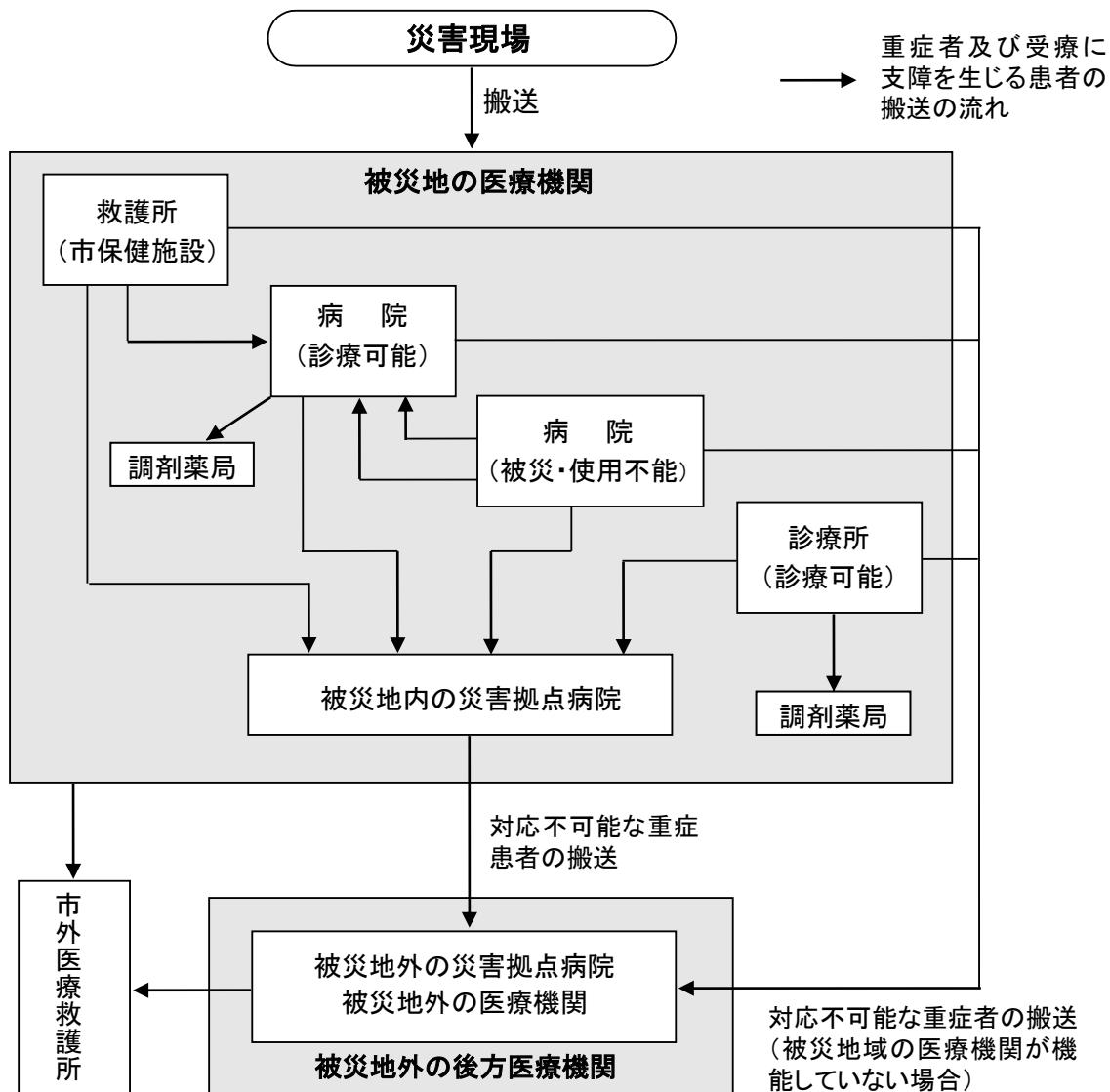
第1節 武力攻撃災害における医療体制の基本方針

(医療班)

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携させてしていくものとする。

なお、N B C攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、二次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。

【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



第2節 初期医療体制の整備

(医療班、加須消防署)

1 救急救助体制の整備

武力攻撃事態等の発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、市は、県、消防機関及び救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期する。

(1) 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保

武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制について整備する。

(2) 救急機材等の整備

市は、消防機関と調整・連携し、高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備、並びに、医療救護所に必要な資機材等について計画的に整備を進める。

(3) 応急手当用品の確保

市は、消防機関と調整・連携し、多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。

(4) トリアージ訓練の実施

多数の負傷者が発生した場合には、医師が到着するまでの間、救急隊が傷病の緊急性度や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなるが、市は、消防機関と調整・連携し、その訓練の実施とともに医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度向上に係る配備整備を進めるほか、救急医療機関等までの搬送体制制度の配備整備を進める。

(5) 市民に対する応急手当普及啓発の推進

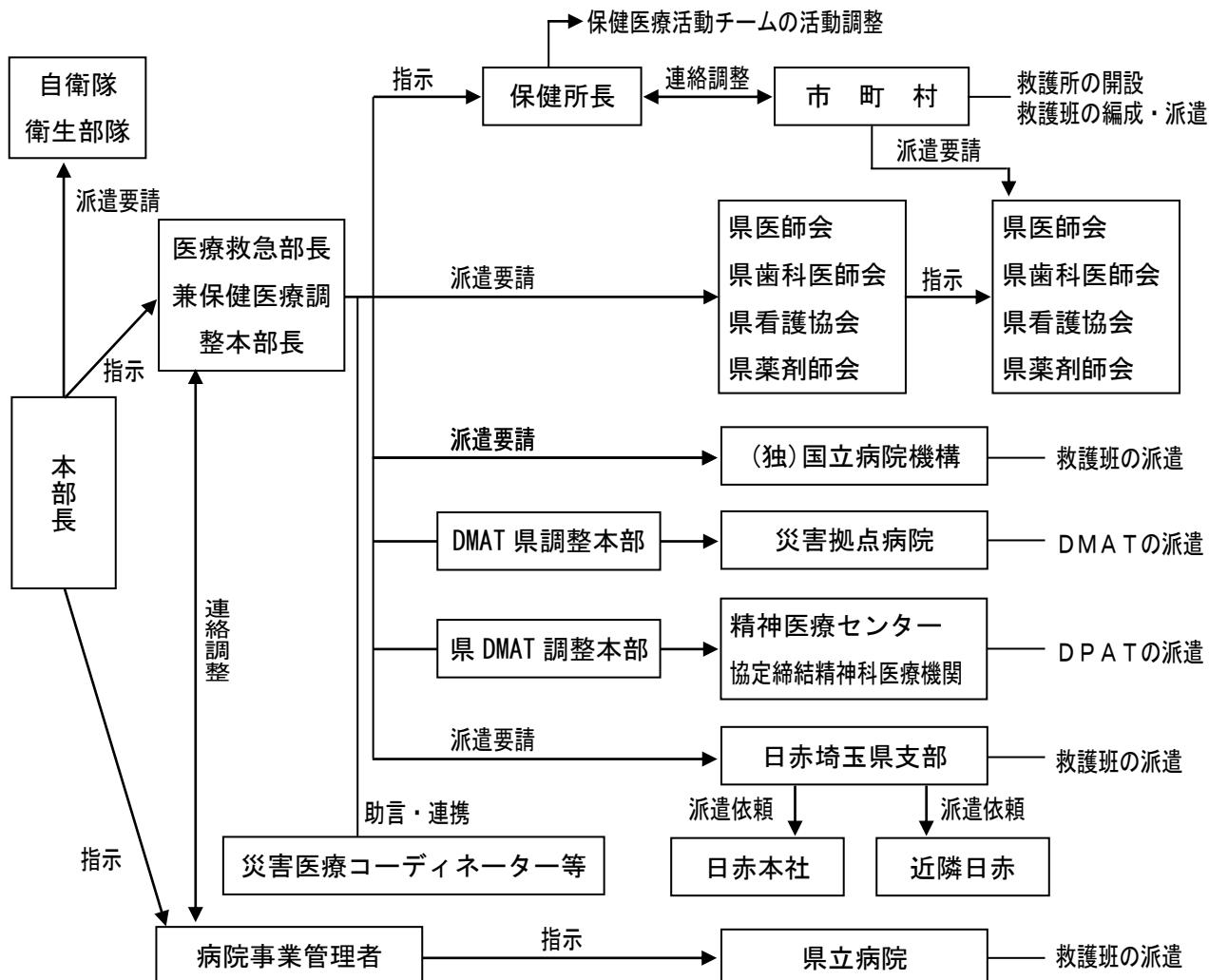
武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、市は、消防機関と調整・連携し、多くの市民が応急手当できるように救命講習の実施を推進する。

2 各機関の初期医療体制

(1) 初期医療活動を行う組織と役割

武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。

【初期医療活動を行う組織と役割】



ア 連絡窓口等の把握

市は、予め関係機関の連絡窓口を把握するとともに、要請等の手続について定める。

イ 救護班の編成・出動手順の策定

市は、予め県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

- (ア) 救護班の編成方法
- (イ) 救護班の出動手順
- (ウ) 救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）

(2) 医療救護所設置及び運営について

市は、県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と協議し、事前に以下の項目について予め定める。

- ア 医療救護所の設置場所
- イ 医療救護所の運営方法
- ウ 医療救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

3 N B C災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したN B C攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、市はN B C災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。

第3節 傷病者搬送体制の整備

(加須消防署)

1 搬送先順位、経路の決定

埼玉東部消防組合ー加須消防署は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、概ねの搬送先順位を決定する。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。

2 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、埼玉東部消防組合ー加須消防署は民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。

第4節 保健衛生体制の整備

(衛生班、確認班、救援班)

1 健康相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難場所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。

2 防疫活動体制の整備

市は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定める。

3 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。

4 埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市や県だけでは対応できないことが考えられ、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき埋・火葬対策を実施していくものとする。

このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、次の対策を講じる。なお、広域での対応が必要なときは県等と連携調整のうえ対応する。

- (1) 遺体の搬送について、予め葬祭業者等と協議する。
- (2) 近隣市町の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。
- (3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。

第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

(総括班、財政班)

有事の際には、浄水施設等の国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされることも考えられる。

こうした施設については、管理体制の充実に努めるものとする。

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市、自衛隊、警察、消防機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

（1）生活関連等施設

- ア 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
- イ 施設の警備対策
- ウ 緊急時の連絡窓口

（2）危険物質等取り扱い施設の状況

- ア 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量
- イ 危険物質等取り扱い施設の警備対策
- ウ 緊急時の連絡窓口

2 生活関連等施設の管理体制の充実

市は、生活関連等施設の管理者に対し、消防機関及び危険物関係団体と連携し、管理体制の充実について要請する。

また、市は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。

第2節 放射性同位元素の管理体制の整備

(総括班)

本市には、放射性同位元素を使用している事業所がある。放射性同位元素の取扱い等を規制することは、国の所掌事項であるが、市、消防機関は放射性同位元素使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておく。

また、本市内の高速道路を使用して、核燃料物質が運送される可能性を考慮し、核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。

このため市は、原子力規制庁、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。

第9章 文化財保護対策の準備

(生涯班)

1 現況の把握

市は、市内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。

- (1) 文化庁及び県の担当部署
- (2) 関係市町村の教育委員会
- (3) 消火等のための出動を要請する関係市町村の消防機関
- (4) 重要文化財等を一時的に避難させる施設

3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

市は、県とともに、重要文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。

第10章 研修の実施

(総括班)

市は、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

第11章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。

なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練や加須市地域防災計画との整合、調整が図られるように配慮する。

第1節 市の訓練等

(総括班)

1 市の訓練

(1) 実動訓練

市は、市民の参加と協力を得て、訓練を実施するものとする。

また国や県等との合同訓練の実施に努める。

ア 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

イ 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の市民に対する周知徹底について、防災行政無線や防災アプリ、広報車の使用など予め本計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

ウ 避難誘導訓練

警察、消防機関等関係機関や市民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

(2) 図上訓練

情報収集伝達等訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練を行う。

2 訓練結果等の検証

市は、県とともに、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。

また、過去の災害等の情報についても収集・保存及び検証することで、対処能力の

向上に努めるものとする。

第2節 民間における訓練等

(総括班)

1 事業所における訓練への支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等における救助・避難誘導等のマニュアルの作成、訓練等

(1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。

(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第12章 市民との協力関係の構築

第1節 消防団の充実・活性化の促進

(総括班)

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、市民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2節 自主防災組織との協力関係の構築

(総括班、受援対策班)

市民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して次のとおり支援する。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成するとともに組織の結成及び育成に係る支援を行う。

また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、資機材の整備について、必要な支援を行う。

また、多数の避難住民を受け入れる場合には、市全体で対応することとなり、避難者受け入れのために、自主防災組織の協力を得ることが重要となってくるため、避難場所の運営等の救援への協力に対して、日ごろから自主防災組織との協力関係を構築しておくよう努める。

1 市が実施する支援等

- (1) 自主防災組織の結成促進
自治協力団体への働きかけ、組織設立の支援
- (2) 自主防災組織の育成
リーダー研修の実施、訓練への支援等
- (3) 活動のための環境整備
資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
- (4) 組織の活性化の促進
消防等による助言・指導

2 自主防災組織に協力を求める事項

- (1) 市民の避難に関する訓練及び消火訓練への参加
- (2) 定期的な資機材の点検整備
- (3) 避難住民の誘導への協力

- (4) 救援への協力
- (5) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (6) 保健衛生の確保への協力

第3節 ボランティアとの協力関係の構築

(受援対策班、救援班、社会福祉協議会)

武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備する。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、災害時に設置する市災害ボランティアセンターの運営は市が主体となり、社会福祉協議会、各関係ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等と連携し、市は、県等と調整を図りながら必要な支援を行う。

【ボランティアに協力を求める事項】

- (1) 市民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

第4節 市民の意識啓発等

(総括班、広報班)

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、市民の自主的な協力が必要である。そのため、市は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施等により意識啓発を行い、理解を深める。

また、迅速に避難し的確な救援を受けるためには、市民同士の助け合い(共助)が重要であり、自治協力団体をはじめとする地域コミュニティへの市民の参加を積極的に促進する。

なお、多数の避難住民を受け入れる場合にも、市全体で対応することになり、市民と協力のうえ対応する。

第5節 事業者等との協力関係の構築

(総括班)

武力攻撃事態等において、市は、事業者等に対して、その安全確保に十分配慮しながら以下に掲げる協力を求める場合もある。

このため市は、訓練等を通じて事業所等との協力関係を構築するとともに、従業員における人材の把握等に努めるものとする。

【事業者に協力を求める事項】

- (1) 市民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民も誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4) 消火、傷病者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

第3編 武力攻撃事態等対処編

対処方針

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県、及び関係機関と連携を図りながら、市民への警報や避難の指示の伝達、市民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や国民保護等対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消防等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならぬ。

本編では、こうした措置の実施体制、市民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

第1章 実施体制の確保

第1節 全庁的な体制の整備

(総括班)

1 事態認定前における市危機対策会議の設置及び初動措置

(1) 市危機対策会議の設置

- ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、市として的確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態についての市危機対策会議を速やかに設置する。
- イ 市危機対策会議を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡する。
- ウ 市危機対策会議は、警察、消防等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- エ 多数の避難住民を受け入れる事態が予測される場合においても、救援等が円滑にできるよう、市危機対策会議を設置し対処する。

(2) 事態認定前における初動措置

市危機対策会議において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部等の設置と職員の配備

国から市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部（以下「市国民保護対策本部等」という。）設置の指定があった場合には、市長は市国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。

第2編第1章（「迅速な初動体制の確保」）に定められている職員は、動員の指示があったときには、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集することとする。

《非常参集場所》

- ・加須市役所本庁舎（加須市三俣二丁目1番地1）
- ・市国民保護現地対策本部が設置される事務所（各総合支所）

なお、非常参集した場合は、いずれも、各対策本部の部長の指示に従うものとする。

第2節 市国民保護対策本部等の組織等

(総括班)

1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務

(1) 組織の体系について

ア 市国民保護対策本部等には、部局を設置する。

組織は別表のとおりとする。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員、本部付で構成し、本部長、副本部長、本部員、本部付の者の出席をもって開催する。

(ア) 本部長 市長

(イ) 副本部長 副市長、教育長

(ウ) 本部員 総合政策部長、総務部長、環境安全部長、経済部長、こども局長、福祉部長、健康医療部長、都市整備部長、上下水道部長、騎西総合支所長、北川辺総合支所長、大利根総合支所長、会計管理者、議会事務局長、生涯学習部長、学校教育部長、行政委員会事務局長、埼玉東部消防組合加須消防署長

(エ) 本部付 秘書課長

(2) 本部長の権限

ア 市の区域内の措置に関する総合調整

イ 県の対策本部長に対する総合調整の要請

ウ 県の対策本部長に対する指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護のための措置に関する総合調整の要請の求め

エ 国の職員等の本部会議への出席の求め

オ 県の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

カ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

キ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

(3) 本部の機能

本部の機能は以下のとおりである。

ア 市長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。

イ 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。

ウ 市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

(4) 市現地対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を各総合支所に設置することができる。その場合、市国民保護現地対策本部は、各総合支所の分掌事務によるものとする。

ア 市国民保護現地対策本部に市国民保護現地対策本部長、現地対策本部員を置き、

副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ 市現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

- (ア) 市民の避難誘導
- (イ) 避難施設での救援
- (ウ) 被災者の搜索及び救助
- (エ) 道路等必要な応急復旧対策の実施
- (オ) 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
- (カ) ボランティアとの連携
- (キ) その他国民保護措置に必要な事務

(5) 本部の担当業務について

本部の担当業務は、次の「国民保護対策本部組織体制図」及び「部の組織及び分掌事務」のとおりとする。

(6) 本部の直轄事務について

本部の機能は以下のとおりである。

- ア 国民保護に関する情報の収集に関すること
- イ 市国民保護対策本部の設置、運営に関すること
- ウ 国、県からの指示及び国、県への要請並びに連絡調整に関すること
- エ 指定公共機関、指定地方公共機関、他の市町村等への要請及び連絡調整に関すること
- オ 警報の伝達に関すること
- カ 避難の指示の伝達に関すること
- キ 避難住民の誘導に関すること
- ク 警戒区域の設定に関すること
- ケ 被災者の搜索及び救出に関すること
- コ 避難経路の決定に関すること
- サ 退避の指示に関すること
- シ 救援の実施に関すること
- ス その他国民保護措置に必要な事項に関すること

2 本部開設の通知等

(1) 本部の開設の通知

市対策本部が開設されたときには、直ちにその旨を、関係機関に通知するものとする。

【通知先】

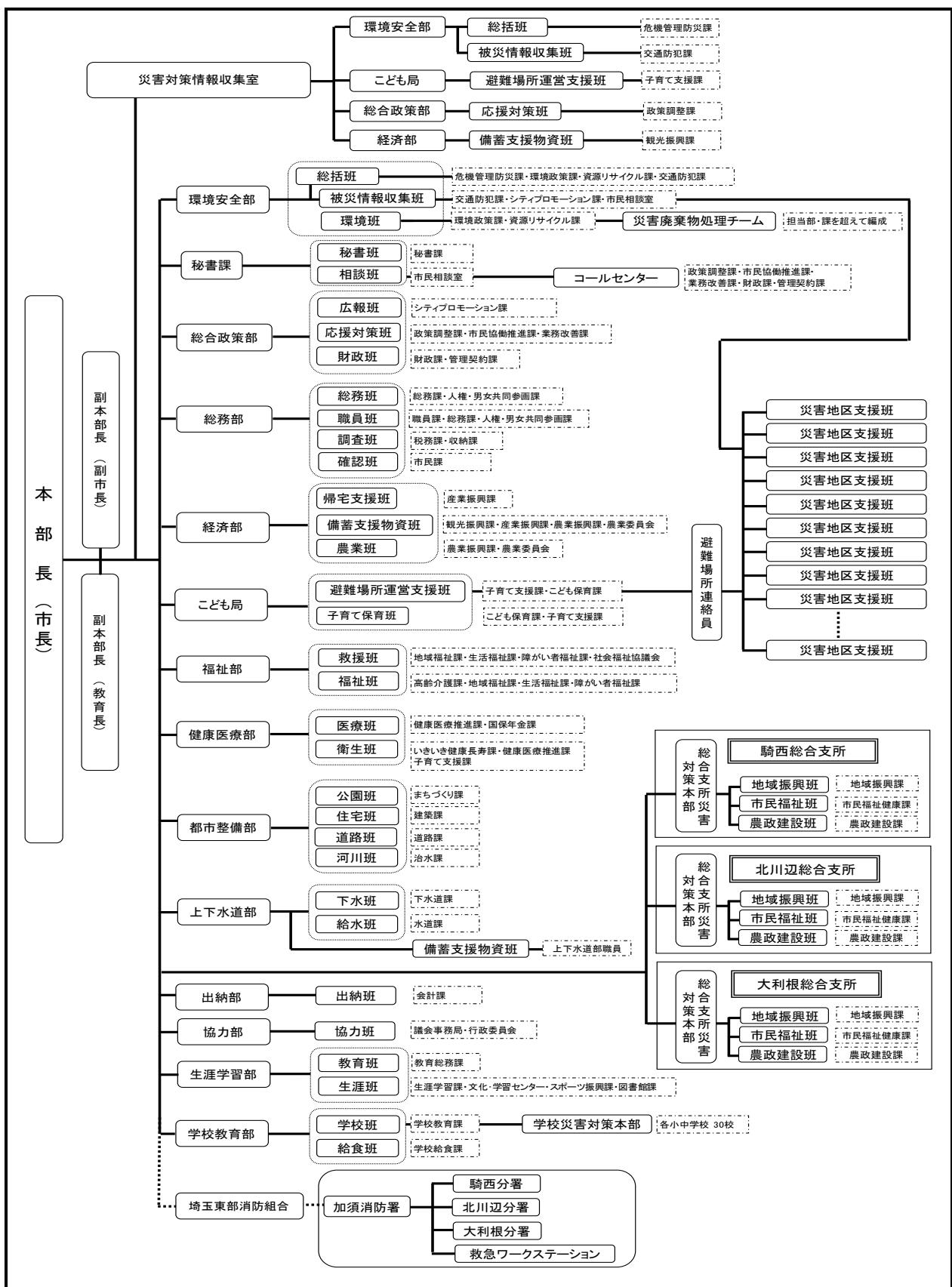
- ア 市国民保護協議会委員
- イ 隣接市町村及び協定市町の長
- ウ 市議会議長
- エ 自治協力団体連合会長

(2) 本部会議の開催場所の決定

本部会議は、原則として市本庁舎内で開催する。

なお、市本庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、加須市騎西総合支所とする。

国民保護対策本部組織図



※ 緊急対処事態対策本部には、当該表の部及び班の中から、状況に応じて必要な部及び班を設置することとする。

3 国民保護対策本部の構成員及び分掌事務

- (1) 本部長は、震災の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部や班を配置換えすることができる。
- (2) 各部長は、震災の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部内の班を配置換えすることができる。
- (3) 本部長は、協力部を適宜各部へ配置することができる。
- (4) 本部長は、必要があると認めるときは、本表の他に部や班を編成することができる。
- (5) 本部長は、必要があると認めるときは、各総合支所に総合支所本部を設置することができる。

【部や班の分掌事務における共通事項】

- ① 所管施設の被害状況報告に関すること。
- ② 職員の動員報告に関すること。
- ③ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。
- ④ 班の対応に伴う震災記録に関すること。
- ⑤ 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動等に関すること。
- ⑥ 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。
- ⑦ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。
- ⑧ 所管施設の避難場所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。

■環境安全部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
環境安全部 ★環境安全部長 ☆環境安全部副部長	総括班 ●危機管理防災課 ○交通防犯課 ○環境政策課 ○資源リサイクル課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の準備、開設に関すること。 ・災害対策本部長の命令伝達及び災害対策本部の運営に関すること。<u>(以降継続)</u> ・災害対策本部と各班(課)・各節責任課及び総合支所との総合調整に関すること。<u>(以降継続)</u> ・災害救助法に関すること。<u>(以降継続)</u> ・職員配備計画及び初動活動計画に関すること。<u>(以降継続)</u> ・消防活動・応援受入に関すること。<u>(以降継続)</u> ・避難情報の発令に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・避難場所の開設に関すること。 ・被害状況の一括集約、報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・避難対策及び避難住民の総合的把握に関すること。<u>(以降継続)</u> ・防災行政無線での広報内容に関すること。<u>(以降継続)</u> ・国、県、警察署、加須消防署(消防団)、市町村、交通機関等の連絡調整及び被害情報の集約、伝達に関すること。<u>(以降継続)</u> ・災害備蓄品の配給内容・調整に関すること。<u>(以降継続)</u> ・自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 ・業務継続計画(BCP)の進行管理の連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> ・報道機関の取材対応に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動職員の配置状況の集約に関すること。<u>(以降継続)</u> ・被害状況の全体的な把握に関すること。<u>(以降継続)</u> ・各避難場所との連絡調整・受入体制の整備に関すること。<u>(以降継続)</u> ・ヘリコプターによる空中輸送体制に関すること。 ・被災者台帳の作成に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の生活環境及び集約に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p>

部課名等	班(担当課)	分掌事務
環境安全部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定手続に関すること。 ・民生安定のための緊急措置に関すること。
	被災情報収集班 ●交通防犯課 ○シティーモーション課 ○市民相談室	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集及び分析、報告に関すること。 (以降継続) ・警察等関係機関及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 (以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設災害応急対策に関すること。 (以降継続) ・災害時の防犯に関すること。 (以降継続)
	環境班 ●環境政策課 ○資源リサイクル課 (各所管施設)	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況調査に関すること。 ・公害原因物質の汚染状況調査及び応急対策指導、緊急処理に関すること。 (以降継続) ・災害廃棄物処理に関すること。 (以降継続) ・仮置場の開設・運営に関すること。 (以降継続) ・仮設トイレの設置及びし尿処理に関すること。 (以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみの処理及び収集に関すること。 (以降継続) ・死亡獣畜の処理及び動物の保護に関すること。 (以降継続) ・防疫に関すること。 (以降継続) ・災害廃棄物処理チームの編成及び運用に関すること。 (以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の個別収集に関すること。 (以降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ、害虫駆除に関すること。 ・被災家屋等の消毒に関すること。

■秘書課

部課名等	班(担当課)	分掌事務
秘書課 ★秘書課長 ☆市民相談室長	秘書班 ●秘書課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞、視察等に関すること。(以降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を受けた自治体、関係機関、企業等への御礼に関すること。
	相談班 ●市民相談室	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難等相談窓口(コールセンター)の設置に関すること。(以降継続) ・被災情報の収集及び分析、報告に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの問い合わせ、相談、要望の受付及び処理に関すること。(以降継続) ・陳情等に関すること。(以降継続)

■総合政策部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部副部長	広報班 ●シティプロモーション課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡、調整及び取材対応に関すること。(以降継続) ・被災情報の収集及び分析、報告に関すること。(以降継続) ・避難情報及び避難場所に関する情報の提供に関すること。(以降継続) ・ライフライン、交通に関する情報の提供に関すること。(以降継続) ・災害記録の写真撮影、編集及び保存に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水や食料、生活物資の供給、災害廃棄物等に関する情報の提供に関すること。(以降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に関する情報の提供に関すること。(以

		<u>【発災当日中に着手】</u>
総合政策部	<u>受援対策班</u> ●政策調整課 ○市民協働推進課 ○業務改善課	<p><u>・県や協定団体との災害受援対策に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。</u></p> <p><u>・施設の被害状況の把握及び安全確認に関すること。</u></p> <p><u>・避難場所の準備、開設、運営に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・所管施設の避難住民の把握に関すること。</u></p> <p><u>・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>・府内ネットワークの安定運用に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・災害時応援協定締結先への応援要請に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <p><u>・各班の応援要望及び必要物資の把握と調整に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・自治協力団体（自主防災組織）からの相談、連絡並びに総合調整に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・ボランティアの調整に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <p><u>・災害対策時の住民情報システム及び情報ネットワークの安定運用管理に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・災害救助法の適用に関すること。</u> (以降継続)</p>
	財政班 ●財政課 ○管理契約課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <p><u>・受援対策班の協力に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <p><u>・市有財産の被害調査に関すること。</u></p> <p><u>・緊急予算編成及び資金調達に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・コールセンターに関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <p><u>・緊急工事、物品購入等の契約に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>・災害ボランティアセンターとの調整に関すること。</u> (以降継続)</p> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p>

		・公用負担等による損失補償問題に関すること。
--	--	------------------------

■総務部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
総務部 ★総務部長 ☆総務部副部長	総務班 ●総務課 ○人権・男女共同参画課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>庁舎の被害調査に関すること。</u> ・<u>停電対策に関すること。</u> ・<u>自衛隊の受け入れに関すること。(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配置及び輸送車両の確保に関すること。 <u>(以降継続)</u> ・<u>庁舎への食料、物資保管の準備に関すること。(以降継続)</u> ・<u>自衛隊及びその他機関職員の連絡調整に関すること。(以降継続)</u> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害状況の統計処理等に関すること。</u> ・<u>庁舎及び公用車両の維持管理に関すること。</u>
	職員班 ●職員課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職員の安否、動員、参集状況の把握に関すること。</u> <u>(以降継続)</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職員の計画的な配置に関すること。(以降継続)</u> ・<u>災害対応職員の飲食料等の確保に関すること。(以降継続)</u> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害従事職員の災害補償及び諸手当に関するこ と。(以降継続)</u> ・<u>職員の健康管理(心のケア等)に関するこ と。(以降継続)</u> ・<u>労務力の確保に関するこ と。(以降継続)</u> <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害従事職員の災害補償及び諸手当に関するこ と。</u>
	調査班 ●税務課 ○収納課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>家屋等の被害調査に係る体制の構築に関するこ と。</u> <p>【1日～3日以内に着手】</p>

部課名等	班(担当課)	分掌事務
総務部	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査、り災証明書交付等に関する広報・窓口開設に関すること。(以降継続) <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・家屋等の被害認定調査に関すること。(以降継続) ・り災証明、被災証明の交付手続きに関すること。(以降継続) <u>【1週間～1か月内に着手】</u> ・市税の減免及びその他納税相談に関すること。
	確認班 ●市民課	<ul style="list-style-type: none"> <u>【発災当日中に着手】</u> ・外国人被災者に対する災害情報や避難等の周知に関すること。 ・遺体の処理に関する関係機関等との体制の構築に関すること。(以降継続) ・棺やドライアイスの確保に関すること。(以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・外国人の安全確保に関すること。 ・行方不明者及び遺体の捜索に関すること。(以降継続) ・市民等の安否に関する情報の提供に関すること。(以降継続) ・遺体の収容・処理に関すること。(以降継続) <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・遺体の埋葬・火葬に関すること。(以降継続) ・死亡者の広報に関すること。(以降継続)

■経済部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
経 濟 部 ★経済部長 ☆経済部副部長	帰宅支援班 ●産業振興課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者に対する交通機関や避難場所等の情報提供及び支援に関すること。(以降継続) 備蓄支援物資班の協力に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の帰宅活動への支援に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工団体との連絡調整に関すること。(以降継続) 市内小売販売業者等への状況連絡に関すること。 市内小売販売業者等に対する調達品の搬入要請に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた中小企業者に対する資金の制度融資等に関すること。 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 商業者に対する金融措置に関すること。 災害に係る住宅修繕工事助成制度に関すること。
	備蓄支援物資班 ●観光振興課 ○産業振興課 ○農業振興課 ○農業委員会事務局	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所に対する備蓄物資の搬送に関すること。(以降継続) 災害用物資の管理・調達に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達品の拠点集積場所の開設運営に関すること。(以降継続) 調達品の受入、搬送記録の確認に関すること。(以降継続)
	農 業 班 ●農業振興課 ○農業委員会事務局	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管施設利用者の安全確保に関すること。 所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) 所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) 備蓄支援物資班の協力に関すること。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p>

経 濟 部	農業班	<ul style="list-style-type: none"> 農作物等の被害調査に関すること。<u>(以降継続)</u> 農業施設、水産施設、畜産施設等の被害状況の調査に関すること。<u>(以降継続)</u> 農業団体との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> 農作物等の確保及び輸送の総合統括に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> 農作物等の調達、保管及び防疫に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 農家に対する金融措置に関するこ<u>と。</u>
-------	-----	--

■こども局

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
こども局 ★こども局長 ☆こども局副局長	<u>避難場所運営支援班</u> <u>●子育て支援課</u> <u>○こども保育課</u>	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設・運営に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・避難場所からの情報収集に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・避難場所の情報発信に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所交代要員の要請に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・避難場所の再編の検討に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の再編に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉所に向けた準備に関するこ<u>と。</u>
	<u>災害地区支援班</u> <u>●災害地区支援班班長</u> <u>○同副班長</u>	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設、運営に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・該当地区内の被害状況の収集及び報告に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、受入に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・要配慮者の支援に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・避難者カードの配布、名簿の作成に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> ・安否確認（要配慮者を含む。）に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治協力団体、自主防災組織等との避難場所運営に関するこ<u>と。</u><u>(以降継続)</u>

こども局	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の支給援護に関すること。 (以降継続) ・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関すること。 (以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・補助避難場所への誘導等に関すること。
	<p><u>子育て保育班</u></p> <p>●子育て支援課</p> <p>○こども保育課 (各所管施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【発災当日中に着手】 ・幼児、児童の安全確保に関すること。 ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。 (以降継続) ・民間の教育・保育関連施設の被害調査及び連絡調整に関すること。 (以降継続) ・所管施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すると。 ・所在地周辺の被害状況の収集、報告に関すると。 (以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 (以降継続) ・所管施設の機能回復に要する諸手続きに関すると。 (以降継続) ・その他保育に関すると。 【4日～7日以内に着手】 ・所管施設の被害状況に関する県等への報告に関すると。 (以降継続) ・関係する民間施設等の被害調査に関すると。 ・指定避難場所収容が困難な場合における施設開放の指示に関すると。 (以降継続)

■福祉部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
福祉部 ★福祉部長 ☆福祉部副部長	救援班 <u>●地域福祉課</u> <u>○生活福祉課</u> <u>○障がい者福祉課</u> <u>○社会福祉協議会</u>	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の被災者のいる施設と連携し、要配慮者の安否確認及び避難誘導等に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。(以降継続) ・災害救助法の申請準備、適用実務に関すること。 (以降継続) ・所管公共施設、民間施設の被害調査、連絡調整に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡、協力要請に関すること。(以降継続) ・要配慮者の救援等に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者及び遺体の搜索に関すること。(以降継続) ・遺体の収容・処理に関すること。(以降継続) ・行方不明者の相談に関すること。(以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの運営の補佐に関すること。(以降継続) <p><u>【1週間以降に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度及び埼玉県・市町村被災者安心支援制度に関すること。(申請書の受理) ・災害融資・弔慰金等の支給に関すること。 ・避難誘導等の指示に関すること。 ・施設の被害調査に関すること。 ・所管施設利用者の安全確保に関すること。 ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・施設避難場所と本部との連絡調整に関すること。 (以降継続) ・要配慮者の救済に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調

		<u>整に関すること。(以降継続)</u> ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続)
福祉部	救護班	<u>【4日～7日以内に着手】</u> ・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。(以降継続) ・社会福祉施設の応急対策に関すること。(以降継続)
★社会福祉協議会 (本部付)	●社会福祉協議会	<u>【発災当日中に着手】</u> ・災害ボランティアセンターの開設準備に関すること。(以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・ボランティア募集の周知に関すること。(以降継続) ・災害ボランティアセンターの運営に関すること。(以降継続)
福祉部	福祉班 ●高齢介護課 ○地域福祉課 ○生活福祉課 ○障がい者福祉課 (各所管施設)	<u>【発災当日中に着手】</u> ・高齢者等の要配慮者の安否確認及び避難誘導等の指示に関すること。 ・施設の被害調査に関すること。 ・所管施設利用者の安全確保に関すること。 ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・施設避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) ・要配慮者の救済に関すること。(以降継続) <u>【1日～3日以内に着手】</u> ・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関すること。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続) <u>【4日～7日以内に着手】</u> ・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。(以降継続) ・社会福祉施設の応急対策に関すること。(以降継続)

■健康医療部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
健康医療部 ★健康医療部長 ☆健康医療部副部長	医療班 <u>●健康医療推進課</u> ○国保年金課 ○国民健康保険 北川辺診療所	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保に関すること。 医療機関の被害状況、調査に関すること。 医薬機関との連絡調整に関すること。(救援労力の要請(以降継続)) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒薬品及び医療用資機材の受入、回収に関すること。(以降継続) 医薬品、衛生材料及び保存血液等の調達、補給に関すること。(以降継続) 医療救護所の開設運営に関すること。(以降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証の再交付及び一部負担金の減免、並びに国保税及び後期高齢者医療保険料の減免等に関すること。
	衛生班 <u>●いきいき健康長寿課</u> ○健康医療推進課 ○子育て支援課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保に関すること。 保健所及び関係機関との連絡調整に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生対策に関すること。(以降継続) 感染症予防及び防疫対策に関すること。(以降継続) 被災者への心のケアに関すること。(以降継続) 健康相談及び保健指導に関すること。(以降継続)

■都市整備部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
<u>都市整備部</u> <u>★都市整備部長</u> <u>☆都市整備部副部長</u>	公園班 ●まちづくり課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内被害調査に関すること。(以降継続) ・公園、公園予定地、駅前広場等の現況確認に関すること。 ・駅前広場周辺における混乱防止及び避難場所への誘導に関すること。 <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地の危険度判定等に関すること。(以降継続) ・関係機関との連絡調整に関すること。(以降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園、公園予定地、駅前広場等の安全点検、緊急整備及び復旧整備に関すること。 ・災害復興都市計画に関すること。
	住宅班 ●建築課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の被害状況の収集及び報告に関すること。 <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の危険度判定等に関すること。(以降継続) ・市営住宅等の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・建設業者・関係機関との連絡調整に関すること。(以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災者からの住宅相談の実施に関すること。(以降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設の準備及び建設に関すること。 ・り災住宅の応急処理に関すること。 ・被災家屋の解体、撤去に関すること。
	道路班 ●道路課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、道路、区画整理による道路、街路樹等の被害状況の現地調査に関すること。 ・緊急輸送道路の啓開作業に関すること。(以降継続)

都市整備部		<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制等の連携体制に関すること。（以降継続） <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運搬に関すること。（以降継続） ・関係機関との連絡調整に関すること。（以降継続）
	河川班 ●治水課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路等の被害状況の現地調査に関すること。（以降継続） <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関すること。（以降継続） <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所の仮復旧及び本復旧に関すること。 ・災害復旧事業に関すること。

■上下水道部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
上下水道部 ★上下水道部長 ☆下水道課長	下水班 ●下水道課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関及び民間機関との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> 下水道施設及び農業集落排水処理施設の危険防止及び応急処理に関すること。<u>(以降継続)</u> 食料・生活必需品等の受入れ・供給に関すること。<u>(以降継続)</u> 物資の輸送に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧計画立案及び実施に関すること。<u>(以降継続)</u>
	給水班 ●水道課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の被害調査に関すること。 被害状況の収集及び調査に関すること。 市民からの電話相談の対応に関すること。<u>(以降継続)</u> 飲料水及び生活用水の確保に関すること。<u>(以降継続)</u> 給水及び生活用水活動の記録に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関及び民間機関との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> 避難場所や断水地区への飲料水及び生活用水の供給に関すること。<u>(以降継続)</u> 給水及び生活用水の広報に関すること。<u>(以降継続)</u> 危険予防及び応急修理に関すること。<u>(以降継続)</u> 物資の輸送に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 危険予防及び応急修理に関すること。<u>(以降継続)</u> 復旧計画、復旧資機材の調達に関すること。<u>(以降継続)</u> 飲料水の水源確保と水質検査に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p>

上下水道部	給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・給水及び生活用水計画に関すること。 ・水道復旧の広報に関すること。 ・渇水等の予算措置に関すること。
-------	-----	---

■生涯学習部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長	教育班 ●教育総務課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設に関すること。(以降継続) ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。(以降継続) ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設を利用するための資機材の確保に関すること。(以降継続) ・学校施設等の応急対応に関すること。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞、視察等に関すること。
	生涯班 ●生涯学習課 ○文化・学習センター ○スポーツ振興課 ○図書館課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・避難場所の準備、開設、運営に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) ・運搬可能な文化財の退避 <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。 ・所管施設等の応急対応に関すること。(以降継続) ・所管施設における災害対応支援に関すること。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の被害調査に関すること。

■学校教育部

部課名等	班(担当課)	分掌事務
学校教育部 ★学校教育部長	学校班 ●学校教育課 (幼稚園) (小・中学校)	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童及び生徒の安全確保、把握に関すること。<u>(以降継続)</u> ・避難場所の準備、開設、運営に関すること。<u>(以降継続)</u> ・保護者との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> ・施設の被害調査及び報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・教職員の非常配備等に関すること。<u>(以降継続)</u> ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> ・所管施設の避難住民の把握に関すること。<u>(以降継続)</u> ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地周辺の被害状況の報告に関すること。<u>(以降継続)</u> ・被災校の保健及び衛生に関すること。<u>(以降継続)</u> ・避難場所の炊き出し場所等の指定に関すること。<u>(以降継続)</u> ・学校給食の停止、継続及び周知に関すること。<u>(以降継続)</u> <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び学校教育関係者の要請、受入に関すること。<u>(以降継続)</u> ・応急教育実施場所の確保に関すること。<u>(以降継続)</u> ・教科書、教材等の調達及び給付に関すること。<u>(以降継続)</u> ・炊き出し業務に関すること。<u>(以降継続)</u> ・児童、生徒の応急教育に関すること。<u>(以降継続)</u>

学校教育部	給 食 班 ●学校給食課	<u>【発災当日中に着手】</u>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設等の被害調査及び報告に関すること。 	
<u>【1日～3日以内に着手】</u>			
<ul style="list-style-type: none"> ・保健所との連携に関すること。 (以降継続) ・業者との連絡調整に関すること。 (以降継続) ・学校給食の停止、継続及び周知に関すること。 (以降継続) ・学校給食センターにおける炊き出し業務及び食材の確保に関すること。 (以降継続) 			
<u>【4日～7日以内に着手】</u>			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の再開に関すること。 (以降継続) ・学校給食教育指導に関すること。 (以降継続) 			

■出納部・協力部・秘書課

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
出 納 部 ★会計管理者	出 納 班 ●会計課	<u>【1日～3日以内に着手】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策費の出納・保管に関すること。 (以降継続) <u>【4日～7日以内に着手】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受入・保管・配分に関すること。 (以降継続)
協 力 部 ★議会事務局長 ☆行政委員会事務局長	協 力 班 ●議会事務局議事課 ○行政委員会事務局	<u>【発災当時中に着手】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・各班への協力、応援に関すること。 (以降継続) ・議会災害対策会議の運営に関すること。 (以降継続) ・被害情報の議員への情報提供に関すること。 (以降継続) <u>【1週間～1か月以内に着手】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員の被災地視察に関すること。 ・議会再開に向けた準備に関すること。

■各総合支所

部課名等	班(担当課)	分掌事務
各総合支所 (総合支所本部) ★総合支所長 ☆地域振興課長	地域振興班 ●地域振興課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所本部総括に関すること。(以降継続) ・施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。 ・総合支所本部の設置に関すること。 ・防災行政無線による市民への呼びかけ(情報提供)に関すること。(以降継続) ・被害状況収集に関すること。(以降継続) ・避難場所開設運営に関すること。(以降継続) ・消防団等の防災機関との連絡・調整に関すること。(以降継続) ・各避難場所への物資搬送に関すること。(以降継続) ・避難場所への仮設トイレ設置(断水時)に関すること。(以降継続) ・関係施設の被害状況把握及び安全確保に関すること。 ・公用車、輸送車両の確保に関すること。(以降継続) ・職員体制の配置に関すること。(以降継続) ・(停電時)支所内に発電機の設置に関すること。(以降継続) ・(停電時・断水時)仮設トイレの設置に関すること。(以降継続) ・災害廃棄物処理に関すること。(以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況収集及び情報提供(支所全庁対応)に関すること。(以降継続) ・応援要請(被害が甚大である場合や職員が被災により参集困難な場合等)に関すること。(以降継続) ・地域の自治協力団体(自主防災組織)との連絡調整に関すること。(以降継続) ・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配達に関すること。(以降継続) ・ボランティアの受入、管理に関すること。(以降継続) ・災害廃棄物仮置き場の運営に関すること。(以降継続) ・市民からの電話相談対応に関すること。(以降継続) <p><u>【4日～7日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配達に関す

部課名等	班(担当課)	分掌事務
各総合支所	地域振興班	<p>ること。(以降継続)</p> <p>・公用車及び発電機の燃料確保に関すること。(以降継続)</p> <p>・ねずみ及び害虫駆除に関すること。(以降継続)</p> <p>・災害廃棄物処理の個別収集に関すること。(以降継続)</p> <p>※その他、環境安全部・秘書課・市民相談室・総合政策部・総務部・出納部に準じること。</p>
	市民福祉班 ●市民福祉健康課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。 関係施設(民間施設を含む)の被害状況把握(児童、障害、介護、老人福祉等)に関すること。(以降継続) ・福祉避難所の準備、開設調整に関すること。(以降継続) 要配慮者等の安否確認に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等への医療職員の派遣・配置に関すること。(以降継続) 傷病者等対応支援(地域防災組織、医療・福祉機関等と連携)に関すること。(以降継続) 被害状況収集(支所全庁対応)に関すること。(以降継続) 市民からの電話相談対応に関すること。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の状況確認に関すること。(以降継続) り災証明の相談・発行に関すること。(以降継続) 遺体の保管・保全に関すること。(以降継続) 市民の安否情報管理に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税の免除及びその他納税相談に関すること。

部課名等	班(担当課)	分掌事務
各総合支所	市民福祉班	<p>※その他、福祉部・健康医療部に準じること。</p>
	農政建設班 ●農政建設課	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。 関係施設の被害状況把握(道路、水路、排水機場、橋梁、公園、駅前広場、上下水道等)に関するこ と。 (以降継続) 緊急輸送道路の障害物除去(道路パトロール)に関するこ と。 (以降継続) 危険箇所の交通規制等に関するこ と。 (以降継続) <p><u>【1日～3日以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業関係施設の被害状況把握に関するこ と。 (以降継続) 農地、農業施設等の被害状況収集に関するこ と。 (以降継続) 被害状況収集(支所全庁対応)に関するこ と。 (以 降継続) 施設の応急復旧(道路、水路、排水機場、上下水 道等)に関するこ と。 (以降継続) 避難場所及び断水地区への生活用水・飲料水の提 供に関するこ と。 (以降継続) 地域内被害状況収集(支所全庁対応)に関するこ と。 (以 降継続) 市民からの電話相談対応に関するこ と。 (以 降継続) <p><u>【1週間～1か月以内に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の災害復旧に関するこ と。 農地、農業施設等の応急復旧に関するこ と。 <p>※その他経済部・都市整備部・上下水道部に準じる こと。</p>

■加須消防署

部課名等	分掌事務
加須消防署 ★消防署長	<p><u>【発災当日中に着手】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害調査に関すること。<u>(以降継続)</u> ・指揮運用・指令伝達に関すること。<u>(以降継続)</u> ・救出救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関すること。<u>(以降継続)</u> ・関係機関への連絡に関すること。<u>(以降継続)</u> ・災害情報の収集・調査・記録に関すること。<u>(以降継続)</u> ・災害現場広報に関すること。<u>(以降継続)</u> ・消防団の招集に関すること。<u>(以降継続)</u> ・必要資機材等の調達に関すること。<u>(以降継続)</u> ・危険物等の災害防止措置に関すること。<u>(以降継続)</u> ・機械器具故障対策に関すること。<u>(以降継続)</u> ・消防通信の統制運用に関すること。<u>(以降継続)</u>

第3節 関係機関との連携体制の確保

(総括班)

1 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、市は、直ちに県にその状況を連絡するものとする。

(2) 通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信機能の低下や混信等の対策のため、必要に応じ、通信を確保するため、国、県及び関係機関と連絡調整し必要な措置を講じるものとする。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力するものとする。

3 自衛隊等の派遣要請の求め

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、県知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 武力攻撃災害への対処
- (4) 武力攻撃災害の応急の復旧

県知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行うこととする。

- (1) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

4 県・警察との連携

(1) 県との連携

ア 警報が発令された場合、市は、予め定めた職員の動員方法、配備等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。

イ 本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県対策本部に報告する。

ウ 他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図るものとする。

(2) 警察との連携

市は、市国民保護対策本部を設置等した時は、所管の警察署に通知する。

5 現地調整所の設置

市は、市国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

ただし、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、国民保護が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処し得ると判断されるときは、県知事が、市長と調整のうえ現地調整所を設置し、市は必要に応じ職員を派遣する。

第4節 市国民保護対策本部の廃止

(総括班)

市長は、国から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を廃止する。

なお、廃止の通知を第3編第2節の2本部開設の通知等に準じて行うものとする。

第5節 市民との連携

(受援対策班、救援班、社会福祉協議会)

市は、武力攻撃等が発生した場合や多数の避難住民を受け入れる場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、市民の避難誘導や救援、要避難地域の避難住民の誘導の補助、安否情報の収集等について、自治協力団体、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。

また、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、予め定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会などと連携を図り、市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節（「自主防災組織との協力関係の構築」）に、ボランティアに協力を求める事項については、同編同章第3節（「ボランティアとの協力関係の構築」）に定めるとおりとし、自主防災組織の市民及びボランティアの安全確保に十分配慮する。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

第1節 特殊標章等の交付

(総括班)

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

(2) 身分証明書

第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

2 特殊標章等の交付

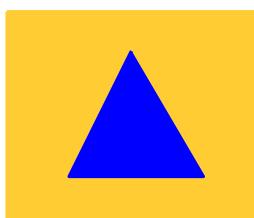
市長等は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等を交付することとされている。

交付する者	交付を受ける者
市長	市の職員
消防長	消防職員
水防管理者	水防団長、水防団員

3 自主防災組織等の特別標章の交付等

市長等は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認める。

【特殊標章の図】



- ※ オレンジ色地に青色の正三角形
 - ・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
 - ・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書（国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用）のひな型】

表面

 <small>この証明書を発給する 許可権者の名を記載 するための余白</small>	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用 <small>for civil defense personnel</small>	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
<small>この証明書の所持者は、次の要格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</small> <small>The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>	
<small>発給年月日/Date of issue</small> _____	<small>証明書番号/No. of card</small> _____
<small>許可権者の署名/Signature of issuing authority</small>	
<small>者効期間の満了日/Date of expiry</small> _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪色/Hair _____
<small>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</small> <small>Blood type</small> _____ <small>-----</small> <small>-----</small>		
<small>所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</small>		
<small>印記/Stamp</small>	<small>所持者の署名/Signature of holder</small>	

(様式 日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

<参考> 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等

(1) 標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、衛生部隊又は医療用運送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 赤十字標章等を交付・使用できる者

県知事が、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させるものとする。

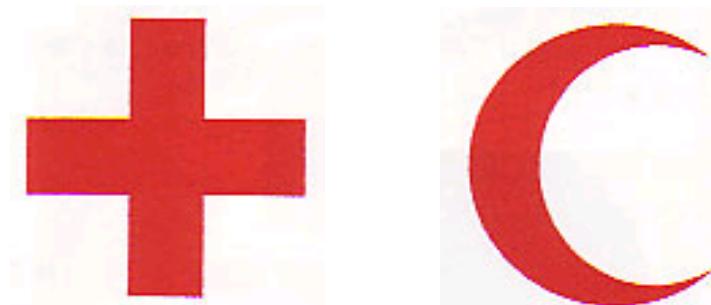
- (1) 原則、県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者
- (2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 県知事許可による使用

以下に示す医療機関は、県知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができるものである。

- (1) 指定地方公共機関である医療機関
- (2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者（指定公共機関を除く）

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

表面

 (この証明書を発給する 許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD	
常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の	
PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name _____ 生年月日/Dates of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ協定及び1949年8月12日のジュネーヴ追加条約（国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する協定）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____.	
発給年月日/Dates of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	髪の色/Hair _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印刷/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(様式 日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第2節 安全確保のための情報提供

(総括班、広報班)

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- (1) 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難場所、物資集積所における放送や掲示
- (2) 防災行政無線による伝達
- (3) 防災アプリによる伝達
- (4) 広報車による広報
- (5) その他「初期広報手段」に準じる

第3章 市民の避難措置

第1節 警報の通知の受入れ・伝達

(総括班)

1 警報の通知の受入れ方法

国から警報の通知を県が受けたときは、市長に対して直ちに警報を通知するとされており、市は以下のとおり通知を受け入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

- ・武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- ・その他市民及び公私の団体に周知させるべき事項

(1) 勤務時間内

ア 県からの警報の通知は、危機管理防災課が受信する。

イ 危機管理防災課は受信した旨を直ちに県（危機管理課）へ返信するとともに、市長へ連絡するほか、庁内放送や職員緊急招集メールにより職員に周知する。

(2) 勤務時間外

ア 県（宿日直者）からの警報の通知は、警備員が受信する。

イ 警備員は、受信した旨直ちに危機管理防災課長、危機管理防災課職員のいずれかに連絡する。危機管理防災課長、危機管理防災課職員は警報の通知を受信した旨、県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長へ連絡するほか、緊急連絡網、職員緊急招集メールにより、職員に伝達する。

2 市の他の執行機関、消防機関への通知

市長は県から警報の通知を受けたときは、消防機関、市議会及び市の他の執行機関（教育委員会、行政委員会、農業委員会）に対して直ちに警報を通知する。

3 市民等への伝達

(広報班)

(1) 市民への伝達

市長は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに市民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおり、適宜市民に周知する。

ア サイレン（国が定めた放送方法による。）

イ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）などの防災行政無線

ウ 防災アプリ

エ かぞホッとメール（安全安心メール）

オ ホームページ、SNS

カ 広報車

キ FAX（主に、聴覚障がい者に対して行う。）

ク 自治協力団体を通じての伝達

なお、市長は、必要があると認めるときは、ヘリコプター等による広報を県に要請する。

(2) 大規模集客施設等（各庁舎、各学校、各体育館、各文化・学習センター、市民プラザ等）の管理者への連絡

市長は、市が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達を行う。

4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

第2節 緊急通報の伝達

(総括班)

緊急通報は、当該武力攻撃災害による市民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときで、次の場合に県知事から発令され、市長に通知される。

(1) 武力攻撃災害が発生した場合

(2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

(1) 武力攻撃災害が発生した日時

(2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域

(3) 武力攻撃災害の種別

(4) 被害状況

(5) 上記のほか市民等に対し周知させるべき事項

1 市民への伝達

市長は、県から緊急通報の通知をうけた場合には、直ちに市民に対して伝達を行う。その手段は、第1節（「警報の通知の受入れ・伝達」）に準じる。

2 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、第1節（「警報の通知の受入れ・伝達」）に準じて大規模集客施設等（前節

3 「（2）大規模集客施設等」の管理者へ対して、緊急通報を行う。

第3節 避難の指示等

(総括班)

1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、市民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、県知事に対して市民の避難に関する措置を講じるよう指示し、県知事は関係市長に通知することとされている。

市は以下のとおり指示を受け入れる。

- ・市民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・市民の避難先となる地域（避難先地域。なお市民の避難経路となる地域を含む。）
- ・市民の避難に関して関係機関が講すべき措置の概要

（1）県からの指示の受入れ方法

県からの避難の指示の受入れは、第1節（「1 警報の通知の受入れ方法」）に準じて行う。

なお、県知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市長に行い、市長に対して避難誘導体制の早期確立を促すこととしている。

ア 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、市長は要避難地域の市民に指示する。

イ 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域の市民に指示する。

- (ア) 主要な避難経路
- (イ) 避難のための交通手段
- (ウ) 避難先地域における避難施設

（2）市長の市民への避難の伝達等

市長は、県知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに市民に対して伝達するとともに、予め定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を直ちに作成する。

ア 避難実施要領の作成

（ア）第1段階の避難指示があった時

市長は、第2編第4章第2節（「モデル避難実施要領の作成」）に定める、予め作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

(イ) 第2段階の避難指示があった時

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

- a 要避難地域の住所
- b 避難住民の誘導の実施単位（自治協力団体、事務所等）
- c 避難先の住所及び施設名
- d 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- e 集合時間及び集合に当たっての留意点
- f 避難の交通手段及び避難の経路
- g 市職員、消防職・団員の配置、担当業務等
- h 要配慮者への対応
- i 要避難地域における残留者の確認方法
- j 避難誘導中の食料の給与等の支援内容
- k 避難住民の携行品、服装
- l 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市は、避難実施要領を完成させた時には、市民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に市民を避難誘導する。

イ 市民への周知内容及び方法

市長は、第2編第3章第2節（「警報の市民への周知」）で定めた内容を、一般市民、要配慮者に対し、予め定めた方法で周知する。

ウ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、市の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(3) 避難先地域の通知の受入

本市が避難先地域となった場合の県知事からの通知の受入は、第3節1（「(1) 県から指示の受け入れ方法」）に準じて行う。

(4) 避難の指示を周知すべき機関

- ア 第1編第5章第4節（「公共団体との協力体制」）に規定する公共的団体のうち関係する団体
- イ 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体
- ウ 第1編第5章第6節（「事業所等との協力関係」）に規定する大規模事業所や大規模集客施設

2 市域を越える市民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の市民が市域を越えて避難を行うことや、逆に他市町村の市民が本市へ避難してくることなどが考えられる。

本市の市民が市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び県知事の指示に基づき、市民を避難誘導する。

逆に、他市町村の市民が本市へ避難してくる際には、第2編第4章第12節（「避難誘導の補助」）に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。

第4節 避難住民の輸送手段の確保

(被災情報収集班、帰宅支援班)

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第7節（「1 交通手段選択の基本方針」）に基づき実施する。

1 輸送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 要配慮者の避難

市は、予め第2編第4章第7節（「避難のための交通手段の確保」）で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第7節（「避難のための交通手段の確保」）により予め締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の数

要請を受けた運送事業者は、業務計画又は協定に基づき、避難住民の運送を実施することとする。

3 輸送実施状況の把握

(1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民輸送の実施状況について、逐次対策本部に報告するものとする。

(2) 対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。

(3) 対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次、県の対策本部等に報

告する。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

(道路班)

避難措置の指示があった場合には、まず、県が、第2編第4章第8節（「避難候補路の選定」）により選定してある候補路の中から主要な避難経路を選定し、避難経路を決定した後に市に通知するが、市はこれを受け、次に、予め定めた候補路の中から、県が定めた主要な避難経路に接続する避難路を選定し、避難経路を決定する。

また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、市民への周知を図る。

第6節 避難路の交通対策の実施

(被災情報収集班)

1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、市民の避難を迅速かつ安全に実施するため、警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

2 交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線や防災アプリ、広報車等を使用して市民に周知する。

3 関係機関による道路啓開

市長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行うものとする。

第7節 避難誘導の実施

(総括班)

1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員を指揮し、消防署長、消防団長と協力し、市民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察署長、又は出動等を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による市民の避難誘導を行うように要請する。

市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を隨時提供し、混乱が生じないよう配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生じる危険を未然に防止するため、危険な事

態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

2 県への支援の求め

市長は、市民の避難誘導の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、県知事に必要な支援を求める。

第8節 避難の指示の解除

(総括班)

市は、国や県より避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じるものとする。

第9節 避難誘導の実施の補助

(広報班、備蓄支援物資班)

市は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第2編第4章第12節(「避難誘導の補助」)で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

第4章 避難住民等の救援措置

市民の避難が行われた場合や武力攻撃災害による被災者が発生した場合、市は、県と連携・協力し、避難先地域や被災地において避難住民・被災者に対して衣食住や医療の提供などの救援を行うものとする。

第1節 救援の実施概要

(総括班)

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成25年内閣府告示第229号)」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

- ・収容施設の供与
- ・食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与
- ・医療の提供及び助産
- ・被災者の捜索及び救出
- ・死体の捜索、処理及び埋・火葬
- ・電話その他の通信設備の提供
- ・被災住宅の応急修理
- ・学用品の貸与
- ・住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

第2節 収容施設の供与

(総括班)

1 収容施設の決定方法等

(住宅班)

避難施設については、県知事が予め指定した避難施設の中から市長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第4章第11節（「避難住民等に対する住宅の確保」）で定めた公共住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。

2 避難施設の管理者への通知

(総括班)

市は、県からの避難施設の管理者への通知を管理者へ伝達する。

3 収容施設の運営、維持管理等

(総括班、住宅班、災害地区支援班)

(1) 避難施設の運営

避難施設の運営は、第2編第4章第6節（「避難施設の指定等と施設管理者の連絡体制」）で予め定めた「避難施設の運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難施設の管理者が運営を行う。

(2) 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市が行うものとする。

(3) 避難住民のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民のプライバシーの確保について配慮する。

4 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

(水道班、受援対策班、備蓄支援物資班、被災情報収集班、道路班、総括班)

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

(1) 必要物資の報告

市は、それぞれの避難施設等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(2) 応援物資の集積等

市は、第2編第6章第2節（「応援物資の受け入れ体制の整備」）、第3節（「応援物資の発送体制の準備」）に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、予め発送する品目や時期等について県と調整するものとする。

(3) 緊急物資の運送方法等

ア 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機

関に対して運送を要請する。

イ 運送実施状況の把握

運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難施設に連絡を行うものとする。

(4) 緊急物資運送路の確保

ア 県対策本部との調整

市は、緊急物資の運送道路を決定する際には県対策本部長と必要な調整をする。

イ 警察との調整

市は、緊急物資の運送道路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な市民避難を実施するため、緊急物資の運送路等を決定する際には、県に協議するとともに警察署と調整を行う。

(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、及び県対策本部を通じて、市民に公表するよう努める。

また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

5 医療の提供及び助産

(医療班、衛生班、加須消防署)

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章（「医療体制の整備」）に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

ア 消防機関の活動

(ア) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、その状況について的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

(イ) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

- a トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。
- b 高齢者、障がい者（児）、乳幼児等抵抗力が低い弱者を優先する。
- c 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。
- d 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、

より多くの人命を救護できる現場を優先する。

(ウ) 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、予め締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

イ 傷病者搬送の手順

第2編第7章第3節（「傷病者搬送体制の整備」）により予め定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

(ア) 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(イ) 傷病者搬送の要請

- a 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。
- b 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第3節（「傷病者搬送体制の整備」）による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。
- c 市は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。

(ウ) 傷病者の後方医療機関への搬送

市、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、予め定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

ア 医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第7章第2節（「2 各機関の初期医療体制」）により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

イ 医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合においては、県に調達を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市は、第2編第7章第2節の（「2 各機関の初期医療体制」）で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) NBC災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

6 被災者の搜索及び救出

(総括班、受援対策班、広報班、災害地区支援班、埼玉東部消防組合一加須消防署)

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティア等と協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の搜索及び救出を実施する。

(1) 被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。収集した情報は、逐次、県対策本部へ報告する。

(2) 被災地における搜索・救助の実施

ア 市は、被災情報に基づき、被災者の搜索及び救出を行う。

イ また、自主防災組織や市民が独力で搜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に搜索・救助を依頼する。

ウ 搜索・救助の状況について、逐次県対策本部に連絡し、指示を受ける。

(3) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

7 死体の搜索、処理及び埋・火葬

(確認班、救援班、総括班)

市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

(1) 死体の搜索

市は、県や警察などの関係機関の協力のもとに死体の搜索を実施するものとする。

ただし、N B C攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

(2) 死体の処理

市は、県が行う下記の死体の処理に協力する。

ア 一時保管

検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

※ 検視・・・・警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調

べる処分。

見分・・・警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分。

検案・・・医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

イ 検案

医療班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

ウ 身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

エ 死体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

オ 死体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

カ 遺留品等の整理

収容した死体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

ア 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

イ 埋・火葬の実施

(ア) 市は県と協力して、第2編第7章第4節（「保健衛生体制の整備」）により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。

(イ) 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。

8 被災住宅の応急修理

(住宅班)

市は、県と協力して、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

9 学用品の貸与

(学校班)

市は、県と協力して、武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

10 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

(住宅班、道路班)

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と、情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

第1節 対処体制の確保

(総括班)

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部は県対策本部、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。
- (2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、県知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、県知事に対し国対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

4 対処にあたる職員の安全確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じるものとする。

第2節 応急措置等の実施

(総括班)

1 退避の指示・警戒区域の設定

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、

特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市は、第2編第4章第4節（「避難指示の周知体制」）で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民に対し退避の指示を周知する。

- ア 退避すべき理由
- イ 危険地域
- ウ 退避場所
- エ 市民の退避の方法
- オ 携帯品
- カ その他の注意事項

（2）警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

また、市長は、第2編第4章第4節（「避難指示の周知体制」）で定めた避難の指示の周知方法に準じて、市民等に対し設定された警戒区域を周知する。

（3）市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

市長は必要により、警察署長に対し、同様の指示をすることを要請するものとする。

2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

3 危険物質等の災害への対処措置

（1）危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について、前項の（「2 生活関連等施設の状況の把握」）に準じて把握する。

（2）危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記（2）のアからウの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内の高速道路を核燃料物質運送車両が通過していることも考えられる。

武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、必要に応じて警戒区域の設定や避難の指示等を行うとともに、国・県が実施する措置に協力するものとする。

5 NBC攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民により、応急措置として、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 県知事の要請による市長の措置

市長は、県知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

- ア 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄する。

- イ 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限、禁止する。

- ウ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じる。

この場合、市は県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力をを行うものとする。

- エ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、県対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請する。

また、市は県と協力し、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者的心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 対応時の留意事項

ア 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

- (ア) 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線
- (イ) 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線
- (ウ) 初期放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線

このため、県は、市町村、県警察、消防機関、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとする。

a 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対し、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うことを要請する。また、県は、汚染物質に関する情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。

b 県は、市町村、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。

c イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。

d ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア)から(ウ)に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。

e 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。

イ 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

(ア) 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施するよう要請し、その情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。

(イ) 県は、国と連携し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及びサーベイランス（疾病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は予測を実施する。

(ウ) 県は、患者の移送を実施するとともに、市町村、消防機関、県警察、自衛隊に対して、対処要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力するよう要請する。また、県は、必要に応じて隔離を行うなど二次感染を防止する措置を実施する。

ウ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によつて異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

(ア) 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、原因物質の特定、汚染地域の特定又は予測、被災者の救助、除染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。

(イ) また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を実施する。

(ウ) 県は、市町村、消防機関、医療機関と連携して、原因物質の特性に応じた救急医療を実施する。

第3節 保健衛生対策の実施

(衛生班)

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難場所及び避難施設が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第4節（「保健衛生体制の整備」）で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。

第4節 動物保護対策の実施

(環境班)

市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物対策の実施

(環境班)

1 災害廃棄物、がれき、産業廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら、「災害廃棄物処理計画」に基づき適正に廃棄物対策を実施する。

2 し尿処理

(1) 市が行う措置

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難町民等の生活に支障が生じることがないよう努める。

(2) 県の実施する避難所等への仮設（簡易）トイレの設置への協力

市は、県が行う仮設（簡易）トイレの設置に協力する。

(3) 広域的な支援・協力

市は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第6節 文化財保護対策の実施

(生涯班)

市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章（「文化財保護対策の準備」）に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

(総括班、広報班)

1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。

3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を市民に提供する。

第2節 安否情報の収集・提供

(広報班、確認班、災害地区支援班)

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

(1) 避難場所等において避難住民等から収集する情報

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所

オ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）

カ 上記の①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）

キ 居所

ク 負傷又は疾病の状況

ケ 上記の⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

コ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した市民に関し収集する情報

上記の（1）のア～カに加えて

- ア 死亡の日時、場所及び状況
- イ 死体の所在
- ウ 連絡先のほか、必要な情報
- エ 照会に対する同意の有無

2 情報の提供

（1）安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市民に周知する。
- イ 市民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口に、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。
- ウ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。

（2）安否情報の回答

- ア 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。
 - (ア) 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
 - (イ) 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民に該当するか否か
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。
 - (ア) 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報
 - (イ) 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報
 - (ウ) 武力攻撃災害により死亡した市民にあっては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（3）個人情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

第3節 各措置機関における安否情報の収集

(職員班)

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。

第4編 市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、市民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、市民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 生活関連物資等の情報提供

(広報班、帰宅支援班、備蓄支援物資班)

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

第2章 避難住民等の生活安定措置

(学校班、帰宅支援班)

1 被災児童生徒等に対する教育

教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施する。

2 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努める。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

(道路班、河川班、下水班、給水班)

市は、その所管する河川管理施設、道路、上下水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。

第4章 応急復旧措置の実施

(総括班)

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。

1 被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講じるにあたり、必要があると認める場合には、県に対し、

それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求める。

5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じる時には、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償等

(財政班)

市は、以下の処分を行ったときには、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講じるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合

第2章 損害補償

(財政班)

市は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

・避難住民の誘導及び復帰への協力

- ・救援への協力
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ・保健衛生の確保への協力

第3章 県の総合調整等の指示に係る損失補てん

(財政班)

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第4章 被災者の公的徴収金の減免等

(調査班、医療班、帰宅支援班、備蓄支援物資班、農業班)

1 減免措置

市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免、並びに保育料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免措置を講ずる。

2 必要な措置

市は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずる。

3 相談窓口の設置

市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

第5章 国民保護措置に要した費用の支弁等

(財政班)

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管する。

第6編 緊急対処事態対処編

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において市が行う措置は、市民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は、前述の第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

なお、緊急対処事態とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律で、「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（省略）で、国家として緊急に対処することが必要なもの」と示されている。

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

(総括班)

本市の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態として、以下のとおり3事態を想定した。

この3事態の想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、県が策定した「緊急対処事態対応マニュアル」に準じ、本市で策定した「加須市地域防災計画（大規模事故等対策編）」に基づき、緊急対処保護措置を実施する。

1 加須市が想定する事態について

- （1）多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- （2）電車等大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- （3）核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章（「実施体制の確保」）に準じるものとする。

加須市國民保護計画

発行 平成26年12月5日（令和 年 月変更）

編集 加須市

事務局 加須市環境安全部危機管理防災課

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

T E L 0480-62-1111 (内 256・257)

F A X 0480-62-1934

E-mail kikibosai@city.kazo.lg.jp

資 料

資料 1

加須市国民保護協議会条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 117 号

改正 平成 26 年 2 月 19 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、加須市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、環境安全部危機管理防災課において処理する。

(平成 26 条例 1 ・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料2

加須市国民保護対策本部及び加須市緊急対処事態対策本部条例

平成22年3月23日

条例第116号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、加須市国民保護対策本部及び加須市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 加須市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、加須市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

- 2 加須市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 加須市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定に基づく国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置したときは、これに国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者もって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、加須市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

被災情報の報告様式

年　月　　日に発生した〇〇〇による被害（第　　報）

年　月　日　時　分
加須市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時　　年　月　　日　　時　　分

(2) 発生場所　　加須市

(北緯　　度、東経　　度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人　的　被　害				住　家　被　害		その他	
	死者	行方	負傷者		全壊	半壊		
			不明者	重傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢
及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概　　況

資料4

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日時分）

①氏名		
②フリガナ		
③出生の年月日	年	月
④男女の別	男	女
⑤住所（郵便番号を含む）		
⑥国籍	日本	その他（ <input type="text"/> ）
⑦その他個人を識別するための情報		
⑧負傷（疾病）の該当	負傷	非該当
⑨負傷又は疾病の状況		
⑩現在の居所		
⑪連絡先その他必要事項		
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、 <u>回答を希望しない場合は、○で囲んでください。</u>	回答を希望しない	
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、 <u>回答を希望しない場合は○を囲んでください。</u>	回答を希望しない	
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、 <u>同意するかどうか○で囲んでください。</u>	同意する	同意しない
※備考		

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人は、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

資料5

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日 時 分）

①氏名			
②フリガナ			
③出生の年月日	年 月 日		
④男女の別	男	女	
⑤住所（郵便番号を含む）			
⑥国籍	日本	その他（　　）	
⑦その他個人を識別するための情報			
⑧死亡の日時、場所及び状況			
⑨遺体が安置されている場所			
⑩連絡先その他必要情報			
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない		
※備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

資料6

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別する情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の住所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は好評の同意	備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑯の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

資料7

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____	
氏 名 _____	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()
備 考	
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名
	フ リ ガ ナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

資料8

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年　月　日

殿

総務大臣

(都道府県知事)

(市町村長)

年　月　日　付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の該当するか否かの別		
被照会者	氏　名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住　所	
	国籍（日本国政を有しない者に限る）	日本　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先そのた必要事項	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【あ】**● 安定ヨウ素剤**

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

● N B C攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

● N B C災害

N B C攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

● Em-N e t（緊急情報ネットワークシステム）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

● 応援物資

県内外の個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった物資のこと。

● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

【か】**● 核燃料物質**

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

● 危機対策会議

危機が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、市に設置される会議のこと。

● 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体型の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

● 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

● 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

● 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員をいう。

● 高規格救急車

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。

活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

● 国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」等を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。 → ●ジュネーヴ諸条約

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問することになっている。また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

【さ】

● 災害拠点病院

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を提供し、入院等の救護を行う病院のこと。

● J—ALERT（全国瞬時警報システム）

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

● シェルター

避難壕。防空壕のこと。「核シェルター」のことを指す場合が多く、核兵器の被害（熱線、爆風、放射

能汚染)から身を守るために隠れるための施設のことをいう。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。現在 116 機関が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。埼玉県では現在、42事業者を指定している。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 収容施設

避難場所、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事が提供する施設。

● ジュネーヴ諸条約

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）

《第一条約及び第二条約の主な内容》

戦時に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）

《第三条約の主な内容》

捕虜は人道的に取扱わなければならない。

- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）

- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

《第四条約及び追加議定書の主な内容》

非戦闘員である文民は保護されなければならない。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、赤十字標章等と身分証明書を定めている。

【た】

● 対策本部長

事態対処法第10条に定める「事態対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

● 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

● 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

- (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。
- (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のこと。

● ダーティボム

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

● 弹道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

● 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいう。ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

● 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

● トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることがある。

【は】

● 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路（道路）や鉄道路線等から編成される。

● 避難候補路

避難路の候補としてあらかじめ選定された道路。避難候補路のなかから状況に応じて避難路を決定することとなる。

● 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

● 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

● 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

● 避難場所

あらかじめ指定を受けている避難施設のほか、緊急の必要がある場合、住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。

● 避難住民集合場所

避難を円滑に行うため住民が集合する場所。市町村が指定する。

● 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

● 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

● 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論することは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を終結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに

基づいて論することは適切ではないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っているとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

● 事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行された。（平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称）武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。

● 防災活動拠点

災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点と言いう。

● 防災行政無線

県庁（統制局）を中心に、主な県の地域機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系があり、2重化されている。

一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

【や】

● 有事関連七法

事態対処法は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項について定めている。

この規定を受け平成 16 年 6 月 14 日に成立した法律を、一般的に有事関連七法という。有事関連七法は、以下のとおりである。

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・ 自衛隊法の一部を改正する法律
- ・ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

● 要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

● 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。